
結城市景観計画

平成 29 年 3 月

結 城 市

結城市景観計画の策定にあたり



私たちのまち結城市は、鬼怒川、田川や水田等をはじめとする豊かな自然・田園景観、またその彼方にそびえる筑波山の眺望、結城駅周辺の新しい市街地景観、及び幹線道路沿いの沿道景観など、多様な景観が共存して見られます。その中でも、本市最大の景観特性と言える歴史・文化的景観として、明治時代初期から大正時代に建てられた「見世蔵」などの歴史的建造物、数多くの史跡や神社仏閣、中世城下町の姿をとどめる町割りなどがございます。

本市では、これらの良好な景観を保全しながら、景観形成を誘導し、総合的な景観行政を展開するため、平成27年4月1日に景観行政団体となり、今般、景観法に基づく「結城市景観計画」を策定しました。

この計画に基づき、本市の良好な景観を後世に継承し、市民・事業者・行政との協働による景観まちづくりを推進するとともに、将来にわたって誰もが安心して快適に暮らすことができる都市づくりを進めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様と結城市景観計画策定委員をはじめ、関係各位の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成29年3月

結城市長 前場 文夫

第1章 計画の目的等

1 - 1	計画策定の背景と目的	1
1 - 2	計画策定の前提と検討体制	2
1 - 3	景観計画の性格と位置づけ	3

第2章 景観特性と課題の整理

2 - 1	景観特性区分	5
2 - 2	景観区分	13
2 - 3	景観課題の整理	16

第3章 景観計画区域の景観計画

3 - 1	景観計画区域の設定	21
3 - 2	市全域の景観形成方針	22
3 - 3	景観区分ごとの景観形成方針	25
3 - 4	届出対象行為	43
3 - 5	景観形成基準	44

第4章 景観形成重点地区の景観計画

4 - 1	景観形成重点地区の設定	53
4 - 2	景観形成方針	57
4 - 3	届出対象行為	58
4 - 4	景観形成基準	59

第5章 その他景観計画に係る方針

5 - 1	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	63
5 - 2	屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項	64
5 - 3	景観重要公共施設の整備に関する方針	65

第6章 景観まちづくりの推進に向けて

6 - 1	市民・事業者・行政の協働による景観づくり	67
6 - 2	景観まちづくりの推進方策	68

参考資料

1	上位関連計画及び関係法規制の整理	69
---	------------------	----

第1章 計画の目的等

- 1-1 計画策定の背景と目的
- 1-2 計画策定的前提と検討体制
- 1-3 景観計画の性格と位置づけ

第1章 計画の目的等

1 - 1 計画策定の背景と目的

結城市には、蔵造り建築などの歴史的景観から新興住宅地などの近代的景観，筑波山を望むのどかな田園風景など多様な景観が共存して見られます。

特に北部市街地に見られる主に明治初期から大正期にかけて建築された「見世蔵」が今なお多く現存し，観光や中心市街地活性化にも寄与する歴史的街並みを形成しています。

本市では，最上位計画である「第5次結城市総合計画後期基本計画」を平成28年3月に策定し，「みんなでつくる活気と風情ある快適なまち・結城」を将来都市像として掲げ，計画的で魅力あるまちづくりを推進しているところです。

また，本市の景観まちづくりについては，平成23年8月には「景観形成ガイドライン（北部市街地）」を，平成26年8月には「結城市総合景観形成ガイドライン」等を策定するなど，地域資源を活用した結城らしいまちづくりや，落ち着いた景観・街並みづくりに向け，市民・事業者・行政が，ともに協調・協働しながら，積極的に景観まちづくりに取り組んで来ました。

本計画は，上位関連計画との整合を図りつつ，さらに総合的・体系的な景観まちづくりを推進するため，景観計画区域の設定をはじめ，景観計画区域における景観形成方針及び地区の景観特性に応じた景観形成基準等を検討し，景観法に基づく「結城市景観計画」の策定と周知を図ることにより，より結城らしい「活かして魅せる，育ててつなぐ，結城の景観まちづくり」の実現を目指すことを目的とします。



見世蔵の街並み

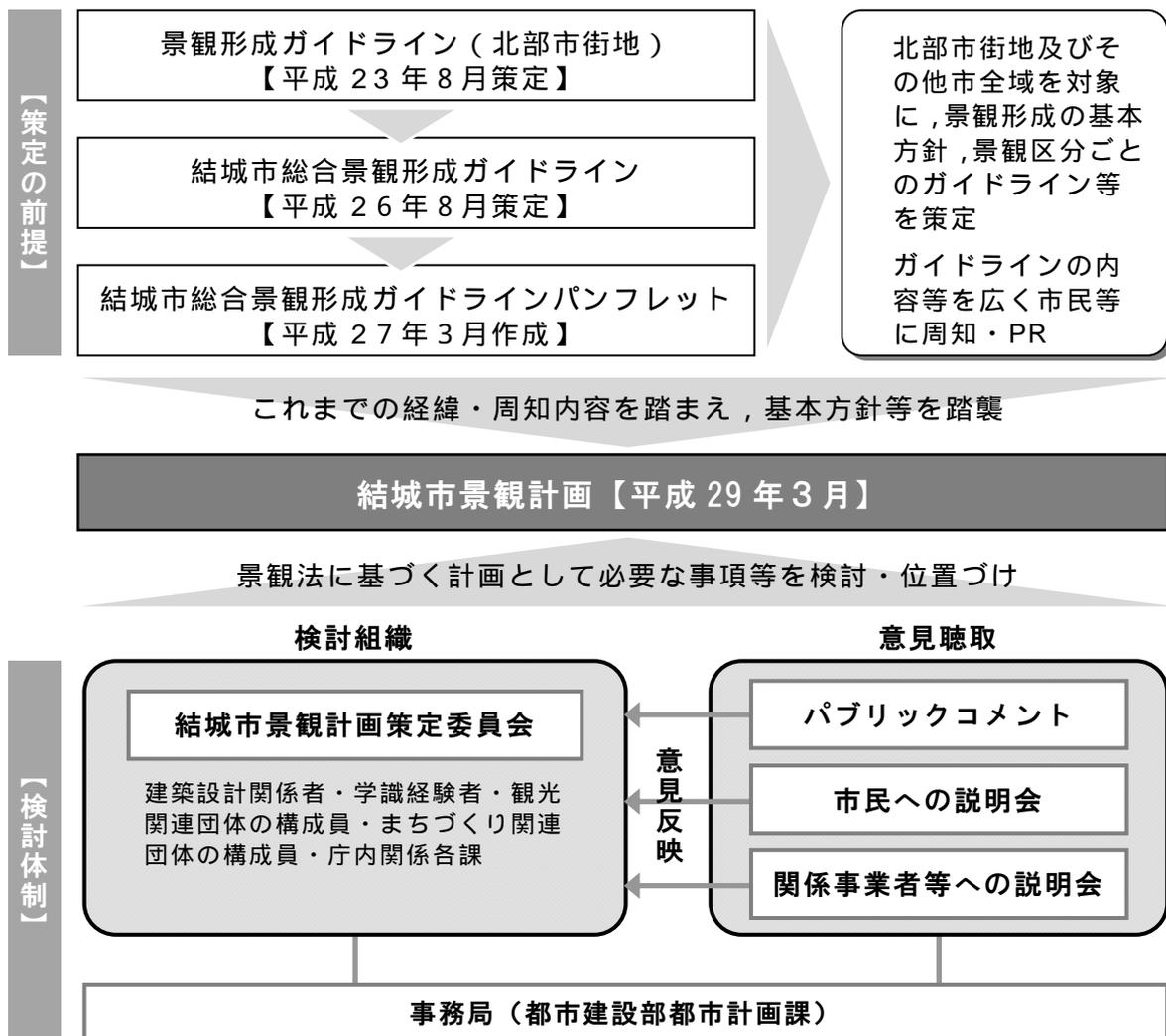
1 - 2 計画策定の前提と検討体制

本計画の策定にあたっては、市民参画によるワークショップ等を通じ策定した、「景観形成ガイドライン（北部市街地）」（平成23年8月策定）及び「結城市総合景観形成ガイドライン」（平成26年8月策定）における本市の景観形成の基本目標をはじめ、景観区分やその区分に応じた景観形成ガイドライン等を基本的には踏襲します。

また、本計画の検討体制は下図に示すとおり、建築設計関係者や学識経験者などのほか庁内関係各課で構成される結城市景観計画策定委員会で検討しました。

さらに、必要に応じ県や関係機関等との調整を行いながら、パブリックコメントや市民説明会及び建築士会等の関係事業者への説明会等を実施し、広く市民・事業者等の意見を踏まえ進めました。

策定の前提と検討体制



1 - 3 景観計画の性格と位置づけ

(1) 景観計画とは

景観計画は、景観法（平成16年12月施行）に基づき、良好な景観形成のための必要な事項を定める法定計画で、建築物や工作物等の建築等において、届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行うものです。

(2) 景観計画で定める事項

景観法に基づき景観計画において定める事項は次のとおりです。

このうち本市においては、～ を景観計画に定めるものとします。

< 必須事項 >

景観計画の区域（「景観計画区域」）

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

< 選択事項 >

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

道路，河川，都市公園等であって良好な景観の形成に重要なもの（「景観重要公共施設」）の整備に関する事項

景観農業振興地域整備計画に関する事項

自然公園法の許可の基準

結
城
市
景
観
計
画
で
定
め
る
事
項

(3) 景観計画の位置づけ

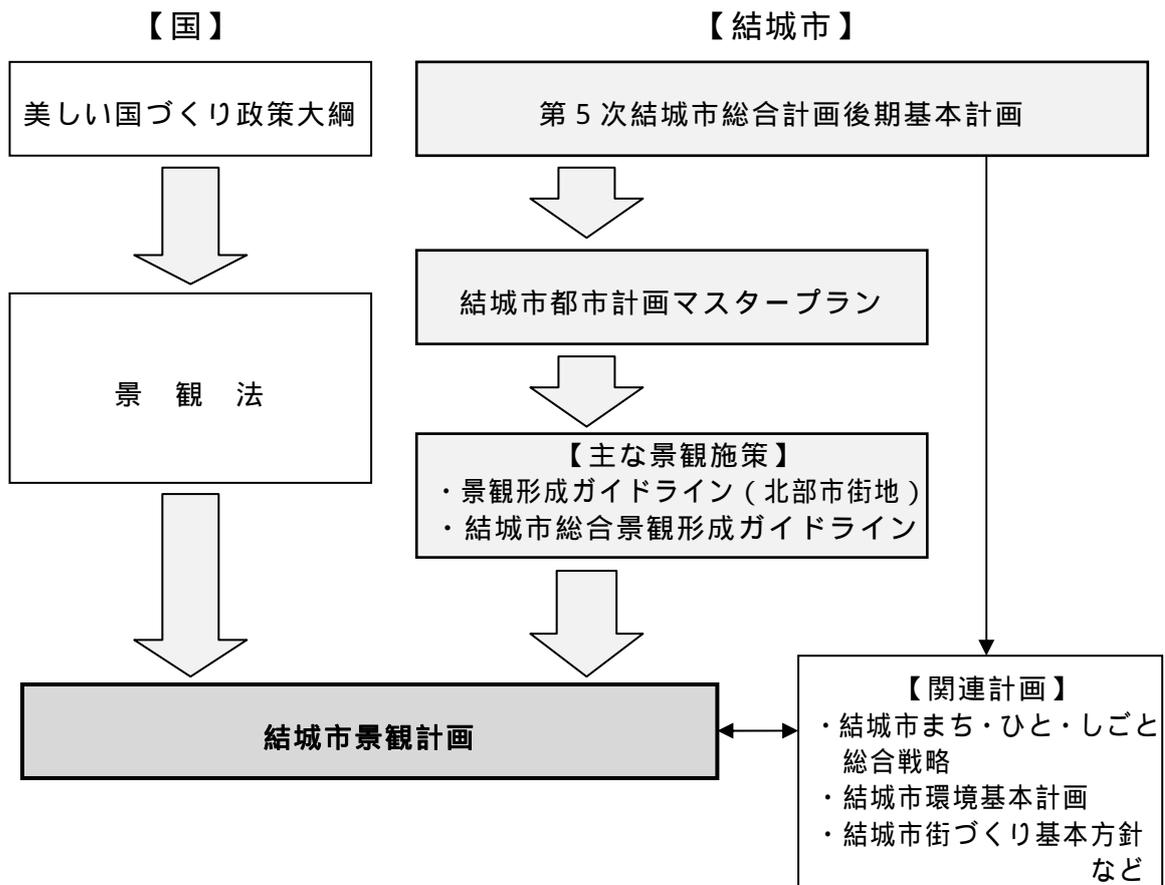
結城市景観計画の位置づけは次のとおりです。

景観法に基づき、市民・事業者・市の協働のもと、本市の魅力ある景観形成の創出のために策定する計画です。

第5次結城市総合計画後期基本計画の体系別計画に掲げる基本施策2-1に掲げる「計画的で魅力あるまちづくり(都市計画)」の個別施策3「良好な景観形成」を実現するための具体計画です。

関連計画との整合性を考慮しながら、「景観形成ガイドライン(北部市街地)」及び「結城市総合景観形成ガイドライン」を踏まえた計画です。

結城市景観計画の位置づけ



第2章 景観特性と課題の整理

- 2-1 景観特性区分
- 2-2 景観区分
- 2-3 景観課題の整理

第2章 景観特性と課題の整理

2 - 1 景観特性区分

(1) 地形的特性

本市の市街地は、市北側の台地部に位置し、市南部の低地部にかけて標高がゆるやかに変化しています。また、低地部は、市東側の鬼怒川・田川と市西側の西仁連川などの河川に沿って、その周辺に広がっています。

さらに、鬼怒川・田川と西仁連川の河川に挟まれた地域は、台地と低地の起伏からなる低稜傾斜部が形成され、台地には畑を主とした集落や平地林、低地には水田を主とした集落が位置し、台地周辺部には谷津が形成されています。

本市の地形的特性は、以下のように整理されます。

台地部【市街地及び集落地】

- ・開いた空間であり、見晴らし、見通しがきく（開けた場所から筑波山が見える）
- ・平坦な地形で景観的变化に乏しい

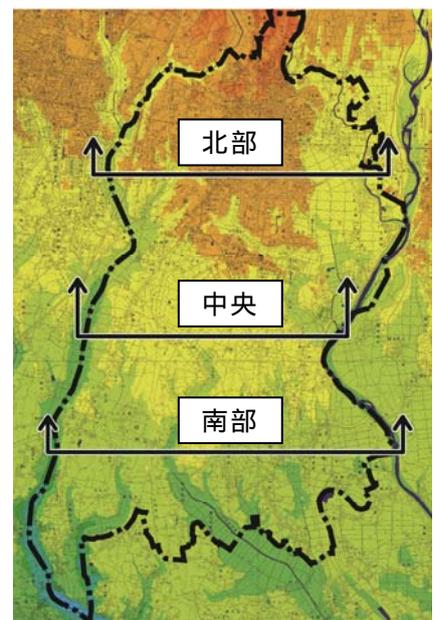
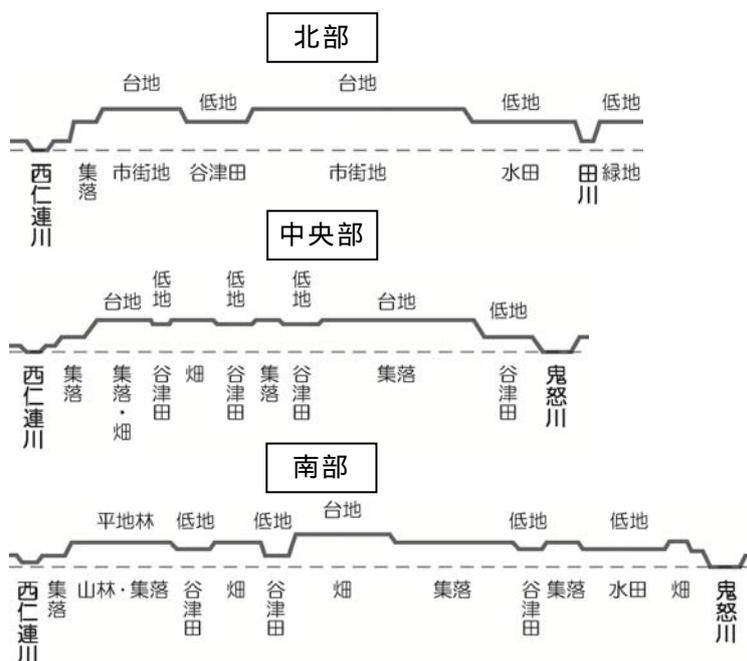
低地部【鬼怒川・西仁連川周辺】

- ・河川周辺やまとまった農地では開いた空間となる（鬼怒川周辺から筑波山が見える）
- ・谷津の複雑な地形は奥行きがあり、変化に富んでいる

低稜傾斜部【鬼怒川と西仁連川に挟まれた地域】

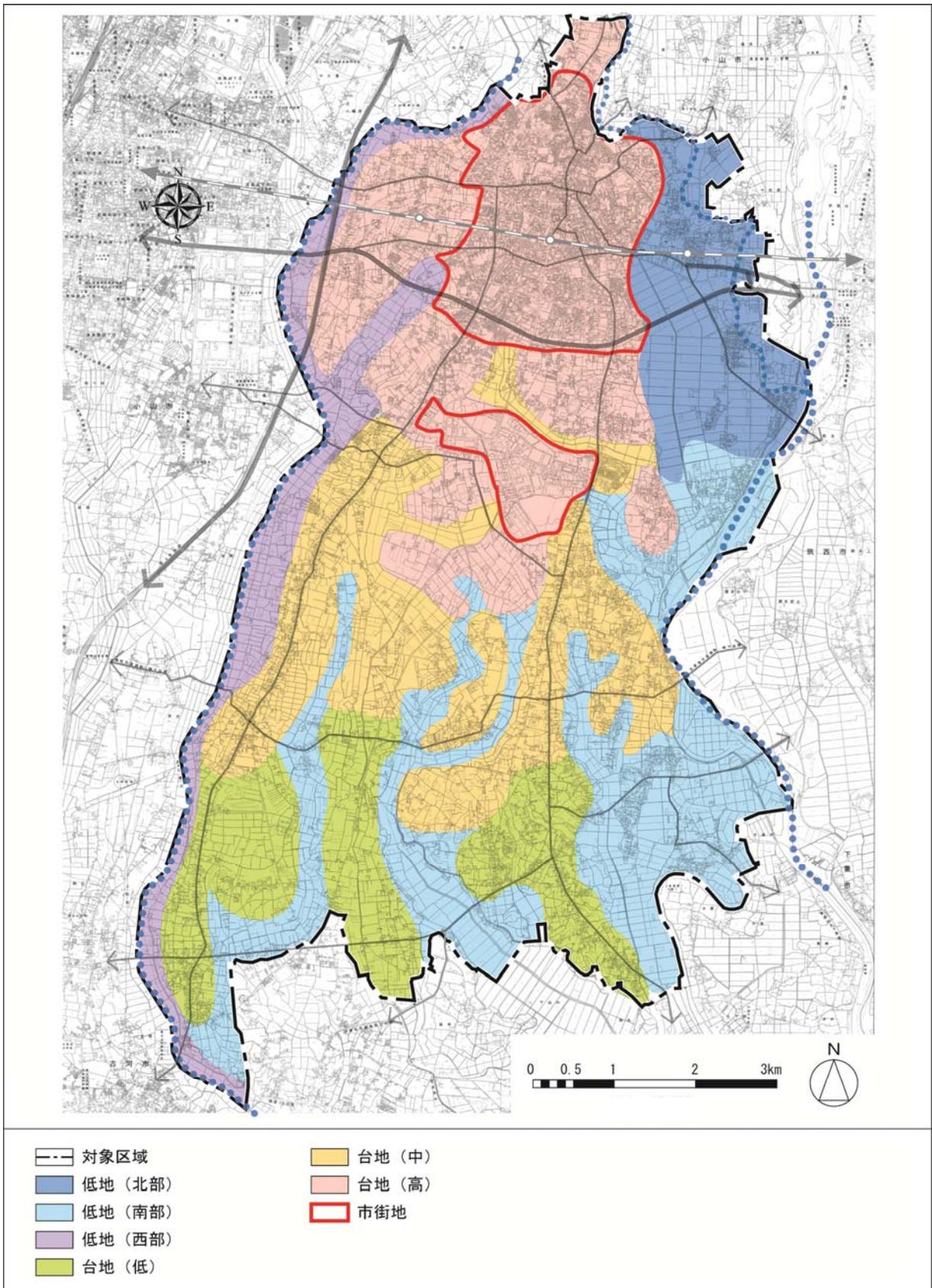
- ・坂道によって視点の立体的変化がある
- ・低地の農地から続く奥行きのある斜面林や集落が見える（上からはその逆）

地形断面イメージ図



資料：精密基盤標高図（国土地理院）を基に作成

地形の特性図



(2) 景観特性

本市の景観特性は、A．自然的景観，B．歴史・文化的景観，C．市街地景観，D．都市施設景観の4つからなると考えられ、その内容を以下に整理します。

景観特性区分	景観特性
A．自然的景観	
A - 1 河川	鬼怒川・田川と西仁連川などが本市の骨格的な水と緑を形成している
	利根川水系の鬼怒川・田川が市域東部，西仁連川が市域西部を南北に流れ，本市の自然環境の骨格となる資源であるとともに，周辺の水田地帯や河川敷の視界の広がりがある特徴的な眺望は，原風景となる川辺の景観を形成しています。 また，川辺には，動植物の豊かな自然環境（生物学的多様性）が見られます。
A - 2 平地林	貴重な緑となるまとまり・連続性のある平地林が多く残っている
	市域南部の田園地帯の台地上には，平地林がある程度まとまって存在しており，遠くからも緑のまとまり感や連続感を見ることができ，農地や集落と一体となって貴重な緑の自然景観を形成しています。 また，地形の起伏に合わせて斜面林が形成され，低地部の水田等からつながりのある緑の空間が形成されています。
A - 3 農地	田園地帯が広がり，主に低地では水田，台地では畑地が雄大な景観を形成している
	鬼怒川・田川と西仁連川など，河川沿いの低地に広がる水田は広がりを感じさせます。台地上には，畑地が集落や平地林とともに広がり，大地の広がりや緑の景観を形成しています。 また，農地は，田植え期や収穫期など，季節によって景観に変化を与えています。
A - 4 集落地	集落地は古代からの歴史や自然と共存した営みを感じさせる景観を形成している
	田園地帯においては，周辺の農地や平地林，背後の屋敷林と一体となった集落地が形成されています。集落地においては，自然的素材が多く，また色調にも統一感があることから，全体として落ち着きのある，景観を形成しています。

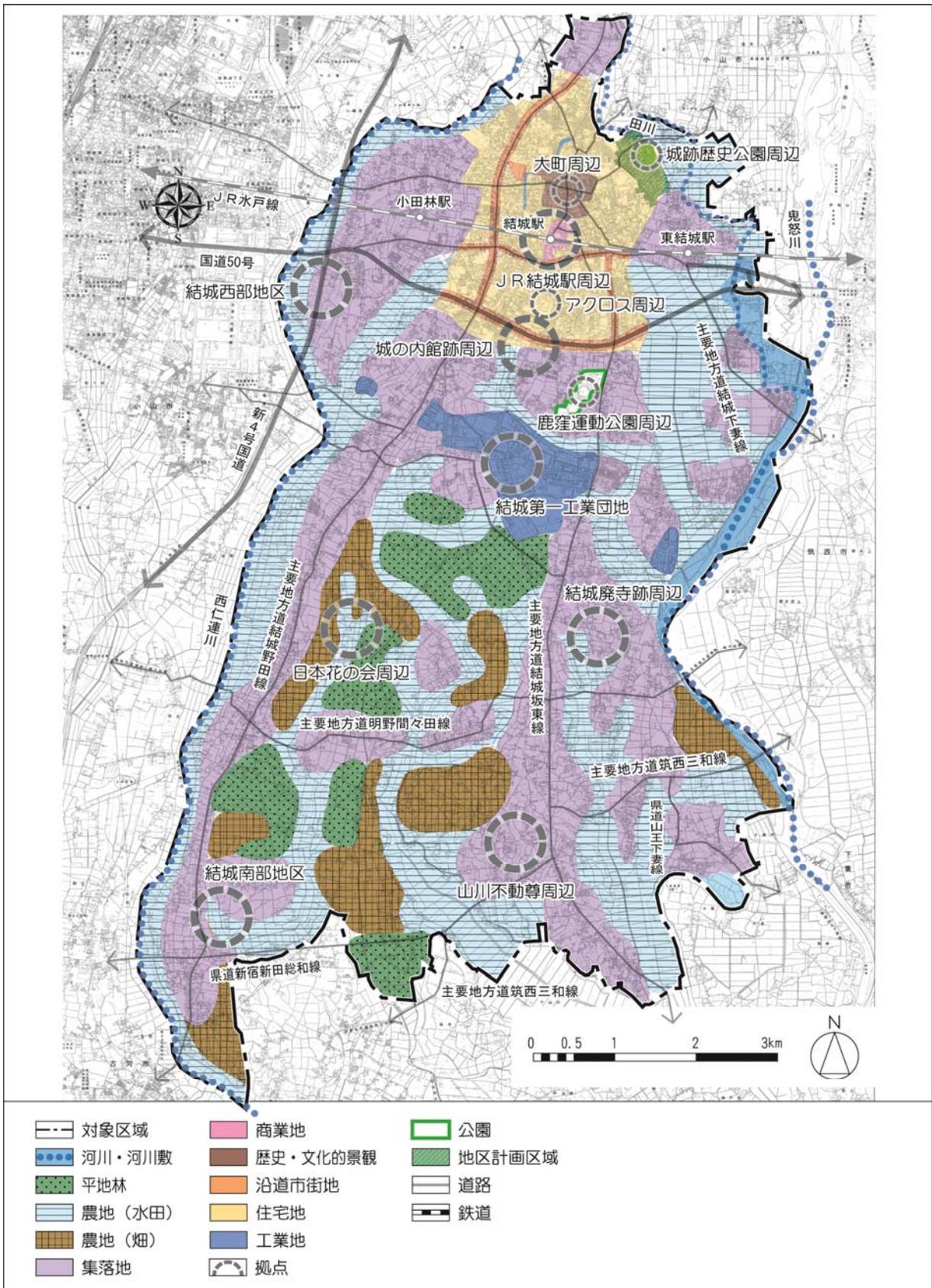
景観特性区分	景観特性
B . 歴史・文化的景観	
B - 1 城下町	城下町の面影を残す町割りが残っている
	<p>結城の旧市街地は、現在から400年以前につくられた城下町の町割りが残されており、町の中心部に東西南北の箱形の街区、それに四方から入る街道からなり、辻や曲折した道路が数多くあるなど、城下町の面影を残しています。</p> <p>このため、見通しが悪く、分かりづらい道路構造となっていますが、風情のある魅力的な路地空間も残っています。</p>
B - 2 歴史的建築物	見世蔵などの歴史的建築物が残っている
	<p>結城においては、主に明治初期から大正期にかけて「見世蔵」が数多く建築され、国の登録有形文化財の登録が進められているなど、歴史的な建築物が残っており、当時の面影や蔵づくりの街並みを形成しています。</p>
B - 3 社寺仏閣	多くの神社や寺院が市内に点在している
	<p>城下町として栄えた結城には、歴代城主ゆかりの神社や寺院が市街地を取り囲むように数多く存在しており、沿道や辻から見える目標物にもなっています。</p> <p>また、かつて町の外郭は、御朱印堀と呼ばれる溝掘で囲まれていた面影が残り、結城朝光の墓、称名寺二条門などの史跡や文化財も点在しています。</p> <p>田園集落地域にも地域に根ざした多くの寺社仏閣があり、山川不動尊は縁日で賑わい、東持寺は「うめでら」と呼ばれるなど親しまれています。</p> <p>さらに、神社や寺院は、緑豊かな社寺林を有し、境内には大木や銘木があるなど、市民に安らぎとうるおいを与えています。</p>
B - 4 史跡文化財	地域の歴史文化を感じさせる多くの地域資源がある
	<p>旧市街地内のほかにも、城跡歴史公園や結城廃寺跡、古墳群など地域に点在しており、結城百選となっています。</p>

景観特性区分	景観特性
C . 市街地景観	
C - 1 商業地	結城の顔となる中心市街地が形成されている
	<p>J R 結城駅北口より県道結城停車場線を南北の軸として、その沿道には店舗や業務施設が集積し、本市の中心市街地となる商業地が形成されています。また、電線地中化などにより、新しい街並みを形成しています。</p> <p>中心市街地は、人口や商業の空洞化により空き店舗も増え、かつてのにぎわいは薄れつつありますが、見世蔵などが残る蔵づくりの街並み、神社や寺院が点在しており、結城市民の生活の場であり、まちなか観光の拠点となっています。</p>
	<p>結城駅南口は新しいまちが形成されている</p> <p>J R 結城駅南口は、駅南土地区画整理事業により、新しい街並みが形成されています。駅南停車場線を南北の軸として、歩道や街路樹が整備されており、その沿道には店舗や業務、宿泊施設が集積しています。</p>
C - 2 沿道市街地	幹線道路には沿道サービス型商業地が形成されている
	<p>国道50号、旧国道50号（主要地方道結城下妻線）、主要地方道結城野田線等の沿道には、店舗などの沿道サービス施設が立地しています。</p>
C - 3 住宅地	区画整理による住宅市街地の形成が進んでいる
	<p>市街地北部では、立町西町地区や川木谷地区の完了に続いて、富士見町地区、逆井地区、四ツ京地区において土地区画整理事業が進められており、住宅を中心とした低層建築物による市街地の形成が進んでいます。</p> <p>市街地南部では、駅南、南部第一、南部第四土地区画整理事業が完了し、現在、南部第二、南部第三土地区画整理事業が進められており、低層戸建て住宅を中心とした新市街地が形成されています。</p>
	<p>住商工が混在した既成市街地が形成されている</p> <p>中心市街地の周辺及び市街地縁辺部には、住宅を中心とした低層建築物による既成市街地が面的に形成されており、沿道には店舗や倉庫などが立地しているなど、住商工が混在した市街地となっています。</p> <p>また、駐車場や空地なども点在しているほか、全体的にまちの歴史を感じさせるたたずまいとなっており、老朽化した建築物や狭隘な道路、建物が密集しているところも見られます。</p>

景観特性区分	景観特性
C . 市街地景観	
<p>C - 3 住宅地</p> 	<p>地区計画により良好な住宅地が形成されている</p> <p>城跡歴史公園周辺においては、城跡周辺地区地区計画により、低層戸建て住宅を中心とした緑豊かで落ち着いた、良好な住宅地が形成されています。</p>
<p>C - 4 工業地</p> 	<p>景観に配慮された工業地が形成されている</p> <p>市内には、結城第一工業団地、西繁昌塚工業団地、才光寺農工団地が立地しており、街路樹や敷地内の緑化など、比較的周辺環境への景観的な配慮がなされています。</p>

景観特性区分	景観特性
D . 都市施設景観	
D - 1 鉄道	特色ある沿線景観や顔となる駅前景観が形成されている
	<p>J R 水戸線が、市域北側を東西に通っており、市内には、結城駅、東結城駅、小田林駅の3駅が立地しており、沿線には商業地、住宅地、農地などの特色ある景観が形成されています。</p> <p>特に、J R 水戸線結城駅は、市の玄関口となっており、結城市の顔となる景観が形成されています。</p>
D - 2 道路	幹線道路の沿道には市街地や集落地が形成されている
	<p>市域北部には、国道50号、旧国道50号（主要地方道結城下妻線）、主要地方道結城野田線、主要地方道結城坂東線などの幹線道路が東西南北に通っており、その沿道に市街地が形成されています。</p> <p>市域西部には、新4号国道、市域南部においては、主要地方道結城野田線と主要地方道結城坂東線が南北に、県道矢畑横倉新田線、県道明野間々田線、県道新宿新田総和線などが東西に通っており、沿道に集落地が形成されています。</p>
D - 3 公園	公園や緑道などの緑豊かな景観が形成されている
	<p>北部市街地には、浦町児童公園、四ツ京近隣公園のほか、土地区画整理事業地において都市公園の整備が進められています。また、吉田用水を暗渠化して整備した西町緑道や浦町まちかどパークなど、身近な緑として市民に安らぎと潤いを与えています。</p> <p>そのほか、城跡歴史公園や水辺公園、南部中央公園などがあり、市民の憩いの場として、まとまりのある緑の空間とともに、落ち着いた景観を形成しています。</p>
D - 4 公共公益施設	公共公益施設などの拠点となる景観が形成されている
	<p>北部市街地には、結城市役所や結城市民情報センターなどのほか、郵便局や金融機関、病院などの公共公益施設が集積しています。</p> <p>また、結城市役所前には、築地塀が築かれ、情緒豊かな城下町を再現しています。結城市民情報センターは、市の多様な情報の起点・交流拠点として、J R 結城駅前のランドマークとなっています。南部市街地には、アクロス（市民文化センター）、その南には鹿窪運動公園が立地しており、市民の文化・スポーツ活動の拠点となっており、特徴的な建築物となっています。</p>

景観特性図



2 - 2 景観区分

(1) 景観の基本構成

景観は、地形や土地利用等を踏まえて、ある一定のまとまりからなる「面的景観（ゾーン）」と、河川や道路など一体的かつ連続した「軸的景観」、そして、景観上特徴的なポイントとなる「拠点景観」から構成されます。

面的景観

面的景観については、主に市街化区域を中心とした市街地部と、市街化調整区域を中心とした田園集落部の2つに分類されると考えられます。

市街地部は、平成23年策定の「景観形成ガイドライン」を踏まえた5区分に、城跡周辺地区と工業地（結城第一工業団地、西繁昌塚工業団地、才光寺農工団地）を加えた7区分から構成されると考えられます。

田園集落部は、自然・田園集落が形成されており、田園集落は、大きく低地・台地の地形と、土地利用、集落形成の状況によって、10区分から構成されると考えられます。

軸的景観

「軸的景観」は、河川軸と道路軸の2つに区分されると考えられます。

河川軸は、鬼怒川・田川が市域東部、西仁連川が市域西部を流れているとともに、市街化区域内を流れる吉田用水などによって構成されると考えられます。

道路軸は、主要な骨格となる国道50号、旧国道50号、新4号国道、主要地方道結城野田線、主要地方道結城坂東線などの幹線道路から構成されると考えられます。

拠点景観

「拠点景観」は、本市の主要施設や特徴的な地区が挙げられると考えられます。

また、市東部の低地及び台地から望むことができる筑波山の眺望「結城筑波」は、本市の特徴的な景観の一つになると考えられます。

拠点は、本市の都市や産業、生活、歴史文化等の中心的な施設や特色のある地区によって構成されます。また、これらの拠点は、「第5次結城市総合計画」の都市空間整備構想において、「重点整備ゾーン」、「広域交流拠点」、「産業拠点」、「地域活性化拠点」に位置付けられています。

景観区分の体系

面的景観

市街地部

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1) 駅前商業地ゾーン | 【結城駅周辺の商業地等】 |
| 2) 中心歴史文化交流ゾーン | 【見世蔵，神社・仏閣，史跡等】 |
| 3) 沿道市街地ゾーン | 【主な幹線道路沿道の商業地等】 |
| 4) 既成市街地ゾーン | 【中心市街地の周辺の市街地】 |
| 5) 住宅・一般市街地ゾーン | 【中心市街地縁辺部の住宅地等】 |
| 6) 城跡周辺地区地区計画ゾーン | 【城跡歴史公園周辺の住宅地等】 |
| 7) 工業地ゾーン | 【主な工業団地】 |

田園集落部

- | | | | |
|----|-------------|---------------|--------------------|
| 低地 | 水田 | 1) 水田ゾーン | 【低地に広がる水田】 |
| | 集落 | 2) 北部水田集落ゾーン | 【北部の鬼怒川・田川沿いの田園】 |
| | | 3) 南部水田集落ゾーン | 【南部の河川・水路沿いの低地の田園】 |
| | | 4) 谷津状集落ゾーン | 【谷津状の地形に形成された集落】 |
| 台地 | 畑地 | 5) 畑地ゾーン | 【台地上の畑地】 |
| | 集落 | 6) 市街地周辺集落ゾーン | 【市街地の周辺に形成された集落】 |
| | | 7) 街道沿い集落ゾーン | 【道路沿いに形成された集落】 |
| | | 8) 丘状集落ゾーン | 【丘状の地形に形成された集落】 |
| | | 9) 畑地系集団集落ゾーン | 【畑地に形成された集団的な集落】 |
| | 10) 緑住集落ゾーン | 【平地林と一体的な集落】 | |

軸的景観

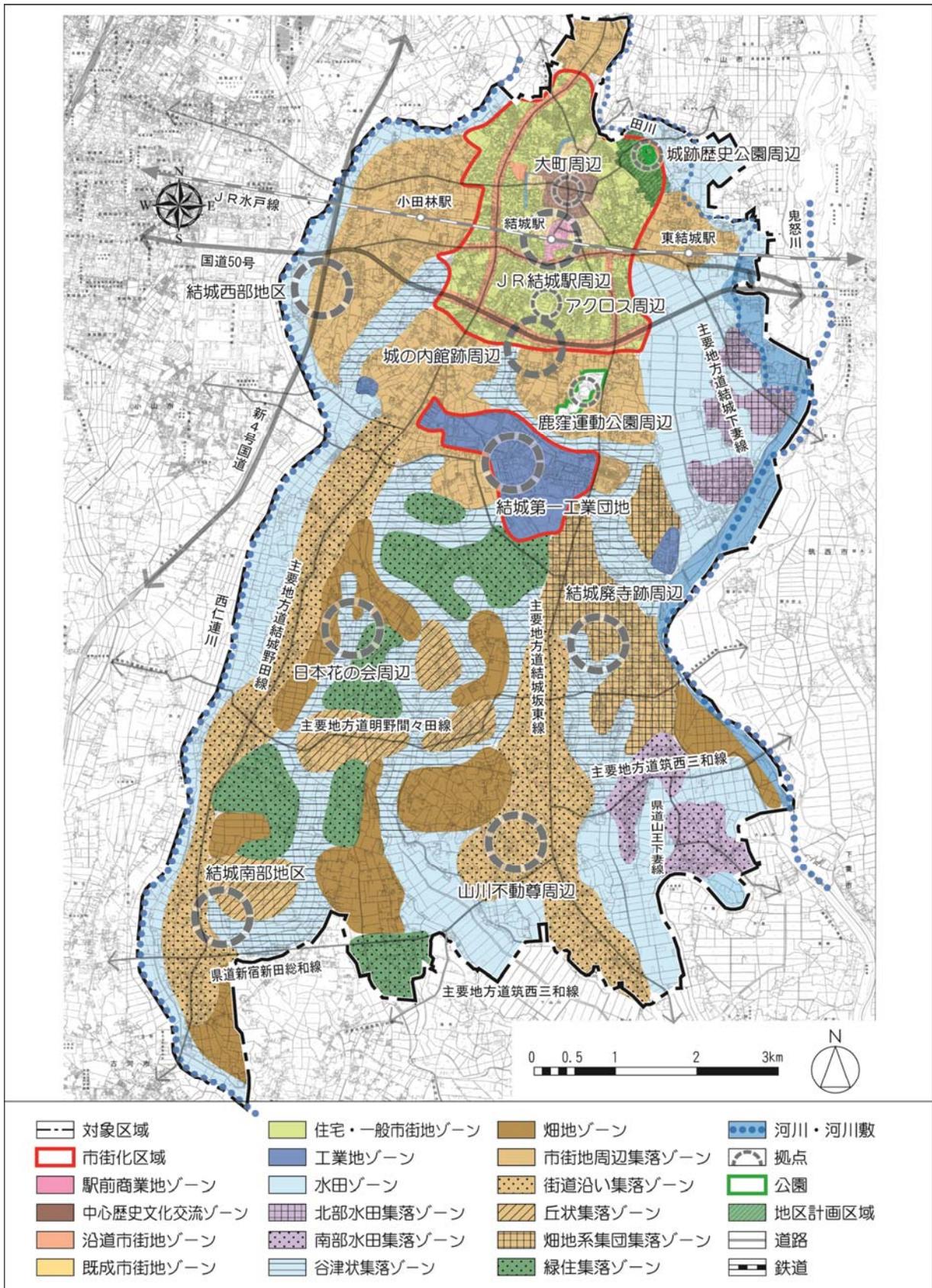
- | | |
|-----|----------|
| 河川軸 | 【主な河川】 |
| 道路軸 | 【主な幹線道路】 |

拠点景観

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1) JR結城駅周辺 | 7) 城の内館跡周辺 |
| 2) 大町周辺（歴史的街並み） | 8) 山川不動尊周辺 |
| 3) アクロス周辺 | 9) 結城廃寺跡周辺 |
| 4) 城跡歴史公園周辺 | 10) 日本花の会周辺 |
| 5) 鹿窪運動公園周辺 | 11) 結城西部地区，結城南部地区 |
| 6) 結城第一工業団地 | |

【地区の拠点となる主な施設等】

景観区分総括図



2 - 3 景観課題の整理

(1) 景観形成上の総合的な課題

景観の特性などから、本市における景観形成に取り組む上での総合的な課題について、次のように整理します。

総合的課題 1 ▶ 一体感のある田園景観を保全すること

河川・水路沿いの低地，起伏のある谷津などには，地形的な条件に応じた，一体感のある水田地帯が広がっており，のどかな田園景観として保全することが課題となっています。

総合的課題 2 ▶ 田園環境と共生した集落景観を形成すること

幹線道路の沿道などには，地形的・地理的な条件に応じた，田園，畑地等の農地や，平地林，斜面林等の山林，神社・仏閣などと一体的な集落については，田園環境と共生した集落景観を形成していくことが課題となっています。

総合的課題 3 ▶ まとまりと連続性のある緑地を保全すること

まとまりや連続性のある斜面林・平地林などの山林や，市街地における屋敷林・社寺林などの緑地については，市民に安らぎとうるおいを与える景観を形成しており，貴重なみどりとして保全することが課題となっています。

総合的課題 4 ▶ 河川を活かしたうるおいのある景観を形成すること

鬼怒川，田川，西仁連川，吉田用水等の河川・水路は，本市における水と緑の軸を形成しており，河岸の豊かな緑地とともに，市民にやすらぎとうるおいを与えてくれる貴重な自然資源として保全し，水や緑とふれあうことのできる空間として有効活用を図ることが課題となっています。

総合的課題 5 ▶ 筑波山の眺望を活かした景観を形成すること

筑波山の眺望は，市民の心の拠り所となっており，風景そのものを貴重な資源として認識するとともに，筑波山を眺望できる場所を確保していくことが課題となっています。

総合的課題6 ▶ 歴史・文化を感じさせる街並みを形成すること

見世蔵などの歴史的建築物や、各地区に点在する神社・寺院、遺跡などの史跡に見られる歴史文化的な資源は、貴重な財産として保全するとともに、埋もれた資源の活用やネットワークの形成、これらに調和する建築物等の立地誘導や沿道景観の修景など、城下町の町割りを活かした連続性のある街並みづくりや、周辺の良い自然景観や集落地景観と一体的な活用が課題となっています。

総合的課題7 ▶ 個性とにぎわいのあるまちなか景観を形成すること

JR結城駅北口周辺から県道結城停車場線沿道に南北に延びる中心商業地や、結城駅南口周辺から旧国道50号（主要地方道結城下妻線）に南北に延びる中心商業地については、結城の顔となる中心市街地として、市民が誇れるような個性と風格や、にぎわい・魅力のある景観の再生と創出が課題となっています。

総合的課題8 ▶ 落ち着きのある快適な市街地景観を形成すること

統一感のない雑然とした街並みにならないように、住商工が調和した、住環境に配慮した街並みを形成するため、修景や建て替え更新、土地区画整理事業等により、周辺に調和した建築物の立地やデザインの誘導、緑化促進などを図り、ゆとりが感じられる、落ち着きのある市街地景観や良好で緑豊かな住宅地景観、周辺環境と調和した工業地景観の形成が課題となっています。

総合的課題9 ▶ メリハリとポイントとなる場所の景観を大切にすること

骨格となる道路の沿道や主要な交差点、公共公益施設などについては、地域の景観を先導する役割があるとともに、景観構造を際立たせるポイントになることから、質の高い街並みを創出し、メリハリのある、美しく魅力的な景観の形成が課題となっています。

総合的課題10 ▶ 市民・事業者・行政の役割分担と連携による取り組みを推進すること

良好な景観づくりを行うためには、市民・事業者・行政の役割分担と相互の連携・協力が必要であり、そのためには、景観に対する市民意識の高揚と市民主体のまちづくりを推進するとともに、景観形成を推進していくための仕組みづくりが課題となっています。

(2) 景観区分ごとの課題

景観形成上の総合的課題を踏まえ、景観区分ごとの課題を次のように整理します。

面的景観の課題

区 分		主な課題
市街地部	1) 駅前商業地ゾーン	空き店舗等によるにぎわいの喪失・再生 中心商業地にふさわしい街並みの連続性やまとまりの確保 見世蔵など歴史的な建築物の保全と調和 歩行者空間のゆとりや安全性、快適性の確保 個性的で魅力的な景観、シンボル性のある景観の創出 看板や広告物等の誘導 中高層建築物の景観的配慮
	2) 中心歴史文化交流ゾーン	見世蔵など歴史的な建築物の保全と調和 建築物の高さや色彩などのコントロール 公園や神社・寺院の緑の保全 歩行者空間のゆとりや安全性の確保 看板や広告物等の誘導 歴史・文化的資源のネットワーク化
	3) 沿道市街地ゾーン	沿道サービス施設の無秩序な立地抑制 用途の混在抑制、後背住宅地への配慮 景観軸として街並みの連続性の確保 街路樹などうるおいのある沿道景観の形成 看板や広告塔の誘導
	4) 既成市街地ゾーン	住宅、店舗、工場・倉庫との共存・調和 地域特性に応じたメリハリある景観形成 建物密集・オープンスペースの確保 市街地内の緑化推進 公園や神社・寺院の緑の保全 看板や広告物等の誘導
	5) 住宅・一般市街地ゾーン	統一感やまとまりのある街並みの形成 良好な住宅の立地誘導、新しいまちの景観形成 無秩序な建築物の立地、用途の混在抑制 工場周辺など住環境に配慮した街並みの形成 公園等のオープンスペース整備、敷地内緑化の推進
	6) 城跡周辺地区 地区計画ゾーン	建築物の色彩や形状などのコントロール 統一感やまとまりのある街並みの形成 公園や神社・寺院の緑の保全 歴史・文化的資源の保全 生け垣等の敷地内緑化の推進
	7) 工業地ゾーン	敷地内緑化の推進による周辺環境との調和 建築物の色彩や形状などのコントロール 看板や広告物等の誘導

区分		主な課題
田園集落部	低地	1) 水田ゾーン 田園等の優良農地の保全，水田の眺望の保全 看板や広告物等の誘導
		2) 北部水田集落ゾーン まとまりのある集落の形成，生垣等の緑化推進 水田等の優良農地の保全，水田の眺望の保全 平地林・屋敷林，神社・寺院等の緑地の保全
		3) 南部水田集落ゾーン まとまりのある集落の形成，生垣等の緑化推進 水田等の優良農地の保全，水田の眺望の保全 平地林・屋敷林，神社・寺院等の緑地の保全
		4) 谷津状集落ゾーン まとまりのある集落の形成，生垣等の緑化推進 水田等の優良農地の保全，水田の眺望の保全 斜面林等の緑地の保全
	台地	5) 畑地ゾーン 畑地等の優良農地の保全 看板や広告物等の誘導
		6) 市街地周辺集落ゾーン 用途の混在抑制，周辺田園環境と調和した景観の維持 集落・既成市街地内の緑化推進 神社・寺院の緑の保全 看板や広告物の誘導
		7) 街道沿い集落ゾーン 塀囲いの民家など特徴的な景観の保全 沿道サービス施設の無秩序な立地抑制 看板や広告物の誘導
		8) 丘状集落ゾーン まとまりのある集落の形成，生垣等の緑化推進 畑地等の優良農地の保全，起伏を生かした眺望の保全 平地林・屋敷林，神社・寺院等の緑地の保全
		9) 畑地系集団集落ゾーン まとまりのある集落の形成，生垣等の緑化推進 畑地等の優良農地の保全 平地林・屋敷林，神社・寺院等の緑地の保全
		10) 緑住集落ゾーン まとまりのある集落の形成，屋敷林等の保全 畑地等の優良農地の保全 平地林・斜面林，神社・寺院等の緑地の保全

軸的景観の課題

区分	主な課題
(1) 河川軸	河川環境や河岸の緑地の保全 西町緑道の維持保全 河川や緑道空間の有効活用 橋梁や護岸の修景・親水性の確保
(2) 道路軸	街路樹などうるおいのある沿道景観の形成 歩行者空間のゆとりや安全性の確保 交差点などの結節点の魅力的な景観の創出 沿道敷地へのオープンスペースや緑地等の創出 沿道サービス施設の無秩序な立地抑制 看板や広告物の誘導

拠点的景観の課題

区 分	主な課題
1) J R 結城駅周辺	空き店舗等によるにぎわいの喪失・再生 中心商業地にふさわしい街並みの連続性やまとまりの確保 歩行者空間のゆとりや安全性，快適性の確保 個性的で魅力的な景観，シンボル性のある景観の創出 看板や広告物等の誘導 中高層建築物の景観的配慮
2) 大町周辺（歴史的街並み）	見世蔵など歴史的な建築物の保全と調和 建築物の高さや色彩などのコントロール 公園や神社・寺院の緑の保全 歩行者空間のゆとりや安全性の確保 看板や広告物等の誘導 歴史・文化的資源のネットワーク化
3) アクロス周辺	広場や歩行者空間のゆとりや安全性の確保 個性的で魅力的な景観，シンボル性のある景観の創出 街路樹などおいのある沿道景観の形成 看板や広告物等の誘導
4) 城跡歴史公園周辺 【 地区計画区域を含む】	建築物の色彩や緑化による周辺環境との調和 歩行者空間のゆとりや安全性の確保 公園等の緑の保全 看板や広告塔の誘導
5) 鹿窪運動公園周辺	歩行者空間のゆとりや安全性の確保 個性的で魅力的な景観，シンボル性のある景観の創出 公園等の緑の保全 街路樹などおいのある沿道景観の形成 看板や広告塔の誘導
6) 結城第一工業団地	敷地内緑化の推進による周辺環境との調和 建築物の色彩や形状などのコントロール 看板や広告物等の誘導
7) 城の内館跡周辺	個性的で魅力的な景観，シンボル性のある景観の創出 歴史・文化的資源のネットワーク化
8) 山川不動尊周辺	周辺集落・農地等との連続性のある景観の維持・形成 平地林・斜面林，神社・寺院等の緑地の保全 歴史・文化的資源のネットワーク化
9) 結城廃寺跡周辺	周辺集落・農地等との一体感のある景観の形成 平地林・斜面林，神社・寺院等の緑地の保全 歴史・文化的資源のネットワーク化
10) 日本花の会周辺	平地林・屋敷林等の緑地の保全 田園，畑地等の優良農地の保全
11) 結城西部地区， 結城南部地区	敷地内緑化の推進による周辺環境との調和 建築物の色彩や形状などのコントロール 看板や広告物等の誘導

第3章 景観計画区域の景観計画

- 3-1 景観計画区域の設定
- 3-2 市全域の景観形成方針
- 3-3 景観区分ごとの景観形成方針
- 3-4 届出対象行為
- 3-5 景観形成基準

第3章 景観計画区域の景観計画

3 - 1 景観計画区域の設定

景観法における景観計画区域内においては，一定のルールに基づき良好な景観の保全・形成を図ることになります。

本市においては，河川や田園など自然的景観をはじめ，蔵の街並みや旧城下町地区などに見られる歴史・文化的景観，商業地や住宅地などの市街地景観及び道路・公園・公共公益施設などの都市施設景観など，多様な景観が見られます。

良好な景観の保全・形成を図っていく上では，それら多様な景観の特性に応じた個々の景観誘導を適切に行うと同時に，市全体における総合的な景観誘導を行うことが重要です。

そのため，本市の景観計画区域は市全域とし，景観計画に基づき良好な景観の保全・形成を市全域で効果的に推進していくこととします。

景観計画区域



3 - 2 市全域の景観形成方針

1. 自然や筑波山と調和した水と緑あふれる景観づくり【自然景観】

貴重な自然は、市民に安らぎやうるおい、憩いを与える都市の中のアメニティ資源として保全・活用し、緑豊かな景観形成を図ります。

吉田用水と西町緑道を、市街地の骨格となる「水と緑の景観軸」として、水と緑にふれられる空間整備を図ります。

街路樹や公園等の整備による緑の創出、神社や寺院の緑の保全、宅地内の緑化などにより、うるおいのある景観形成を図ります。

2. 地形や農地・山林を生かしたのびやかな景観づくり【田園景観】

鬼怒川、田川、西仁連川等の河川・水路沿いに広がる水田等の農地は、周辺の集落や斜面林等の自然資源との調和・共生を図りながら、水辺周辺の広がりのある眺望を生かした美しい田園の景観形成を図ります。

台地上の緩やかな傾斜のある地形に広がる畑地等の農地は、周辺の集落や、平地林等の自然資源との調和・共生を図りながら、起伏を生かした開放的な景観形成を図ります。

谷津田など自然・田園空間の基本的な構成を尊重し、地形や自然条件等に根ざした、平地林や斜面林など貴重な緑のまとまりの連続性のある一体的な田園景観の形成を図ります。

3. 歴史・文化を伝える風格ある景観づくり【歴史・文化景観】

見世蔵などの歴史的建築物や神社・寺院などを保全するとともに、埋もれた資源の発掘と活用により、歴史・文化的な街並みの形成を図ります。

地域の歴史・文化的資源を積極的に活用することにより、結城の歴史・文化を広く伝えるとともに、次の世代に継承していく、魅力的な景観づくりを進めます。

歴史・文化的な建築物の周辺や街並みの残る沿道においては、これらの景観と調和した建築物等の立地誘導、散策路など歩行空間の確保、回遊性を高める案内PR情報のネットワーク化を図ります。

4. まちなかの魅力とにぎわいある景観づくり【中心商業地景観】

結城の顔としてふさわしい、楽しさやにぎわいの感じられる魅力あるまちなか景観の創出を図ります。

結城駅周辺を拠点に、県道結城停車場線を中心市街地の軸として、個性的で活力のある都市景観の形成を図ります。

商業施設のファサード整備や屋外広告物の配慮，サインの統一等とともに，安全で安心して，楽しく快適に歩くことができる歩行空間のネットワーク化により，回遊性のある景観形成を図ります。

5. ゆとりある心地よい市街地景観づくり【市街地景観】

既成市街地においては，周辺との調和に配慮した建築物の規模や高さ，色彩などを適切に誘導することにより，多様な土地利用と建築物が混在する市街地景観のコントロールを図ります。

新興住宅地においては，建築物等の立地を誘導するとともに，生垣等による緑化の推進など，緑豊かでゆとりと落ち着きのある良好な住宅地景観の形成を図ります。

地域特性に応じた個性的で美しい景観や緑豊かで落ち着いた景観，歴史・文化を表現する景観など，質の高い良好な街並み形成の誘導を図ります。

6. 人の営みを感じ・継承する景観づくり【集落景観】

田園集落は，周辺の農地等の豊かな自然環境や集落地周辺に多く見られる歴史的資源との一体的な落ち着きのある景観形成を図ります。

集落の地形や歴史的な成り立ちなどの特性を生かし，自然条件に根ざした建物や生垣，農地や屋敷林等が一体となったゆとりある美しい景観を可能な限り後世に残していけるよう，地域特性に応じた田園集落の景観形成を図ります。

まとまりのある平地林や屋敷林・社寺林等は，市民に安らぎやうるおいを与える貴重な緑として保全・活用し，緑豊かな景観形成を図ります。

7. メリハリのある景観づくり【シンボル景観】

主要な建築物や駅・交差点等の結節点，道路や河川などは，景観形成の骨格となる拠点や軸として，その景観構造や空間的な特徴を強調することにより，結城らしさやわかりやすさ，メリハリのある景観形成を図ります。

幹線道路等は都市の景観骨格軸として，主要な交差点や市街地の出入口，橋梁などは景観形成ポイント（ゲート）として，沿道空間の特性に応じた良好な道路景観の形成を図ります。

駅周辺や公共施設等の主要な建築物，神社や寺院などは，景観形成の拠点としての魅力を高め，積極的に魅力ある演出を行うことにより，シンボル性の高い景観形成を図ります。

8. みんなで守り・つくり・育てる景観づくり【市民協働】

都市景観は市民にとってかけがえのない共有財産であるという認識のもと，景観への配慮や，良好な景観形成に向けて積極的に市民が関わる意識の高揚を図ります。

地域特性に応じた景観のルールづくりなど，市民が主体となったまちづくり，景観づくりの推進を図ります。

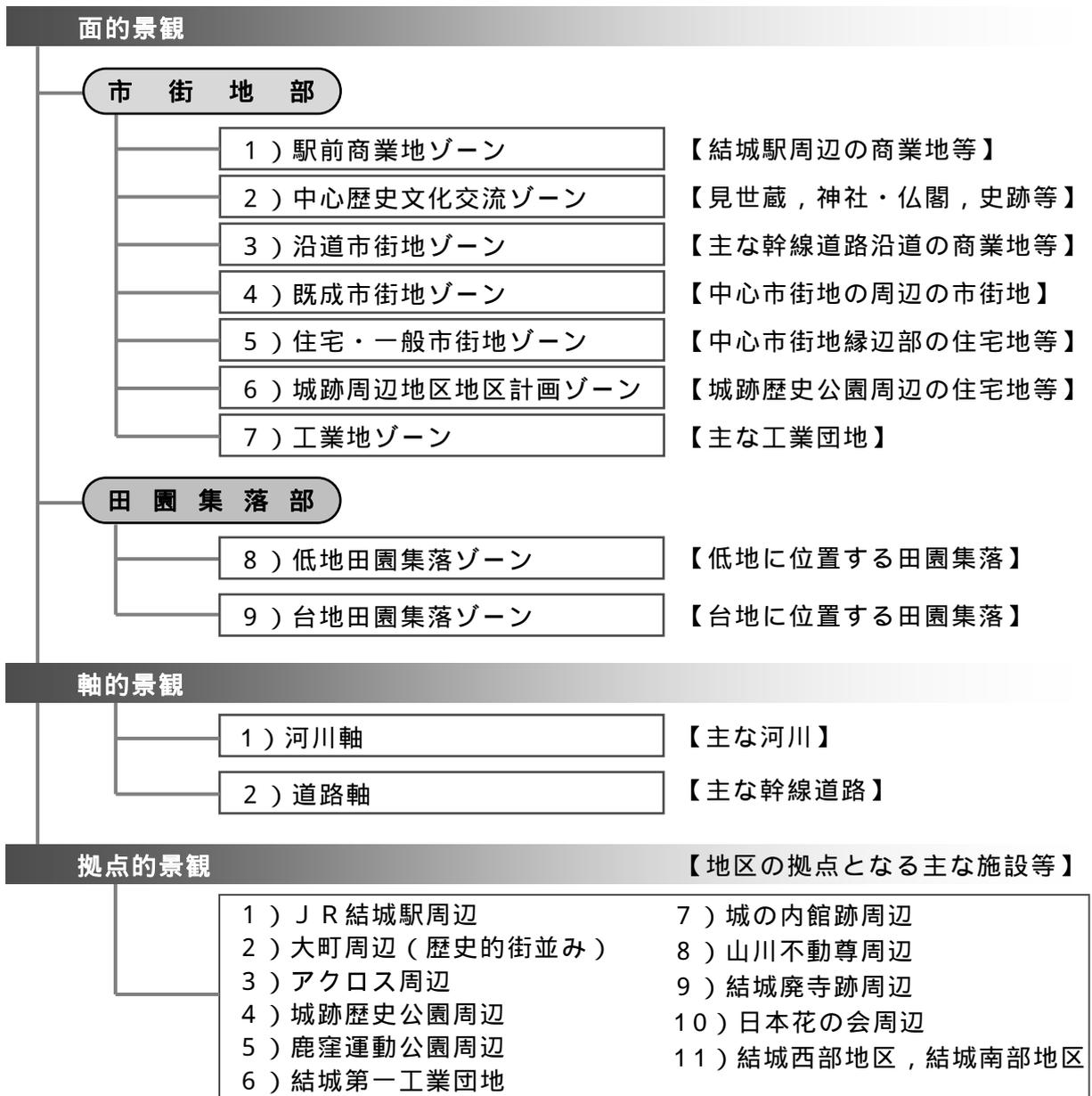
結城の景観をともに守り・つくり・育てるため，市民・事業者・行政の役割分担を明確にするとともに，相互の連携と協力による景観形成を図るための仕組みづくりを検討し，導入を図ります。

3 - 3 景観区分ごとの景観形成方針

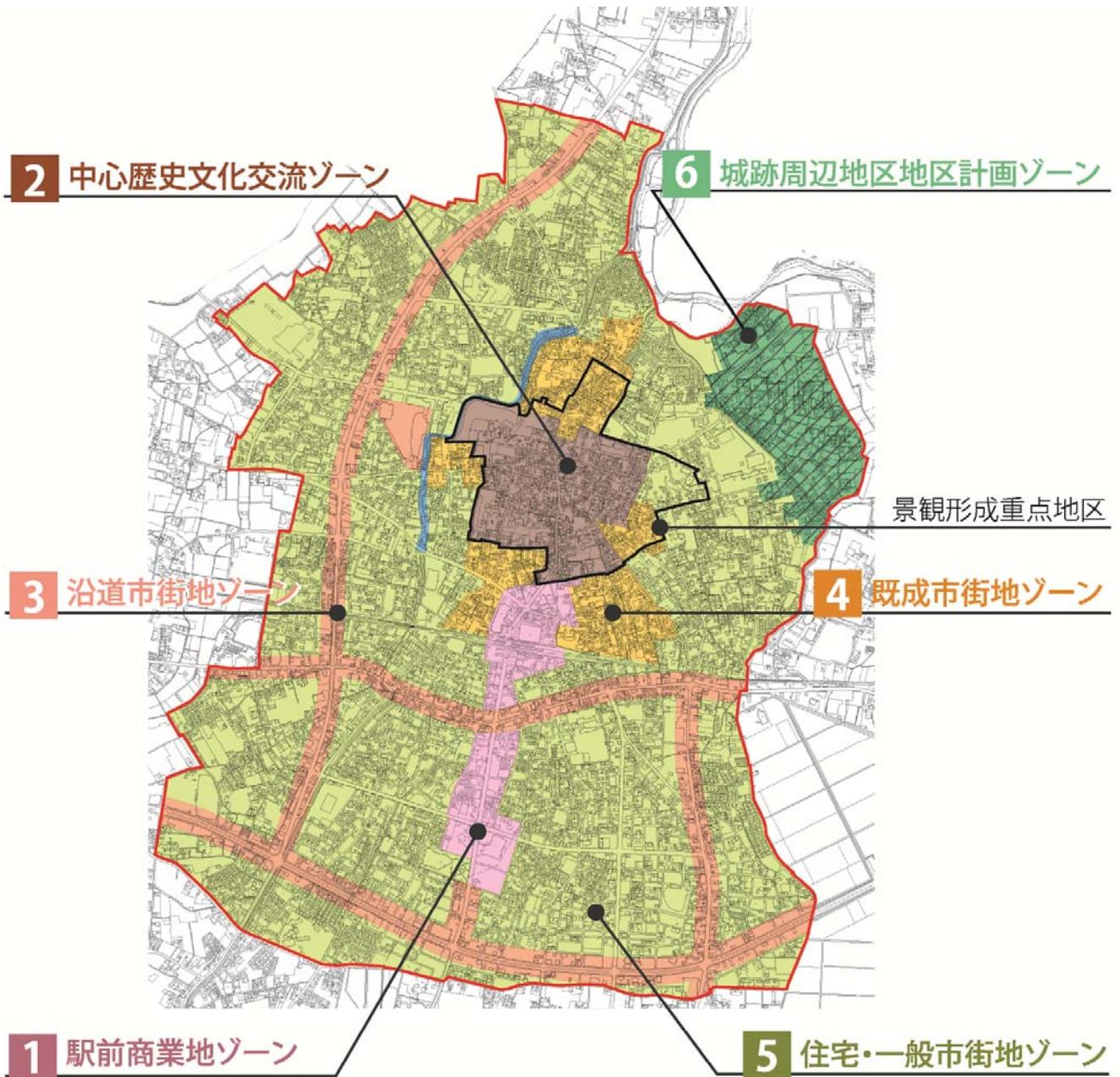
「2 - 2 景観区分」で示した区分を基に、景観計画における景観区分ごとの景観形成方針を以下の体系で設定します。

なお、景観計画上の景観区分については、市街地部においては、下記の1)～7)のゾーン区分を踏襲することとし、田園集落部については、今後景観形成基準等の運用に際し、ゾーンに対し明確な対応が求められることから、大区分としての方針を検討する上で、景観区分の体系で示した低地と台地の2区分で捉え、下記の8)、9)のゾーン区分とします。

景観区分の体系



景観区分（拡大図）



面的景観

市街地部

【1. 駅前商業地ゾーン】

JR結城駅周辺においては、結城の顔としてふさわしい、楽しさやにぎわいの感じられる魅力あるまちなか景観の創出を図ります。また、歴史的な街並みに連続する交流拠点空間の創出を図ります。

結城駅北口及び南口の周辺を拠点に、県道結城停車場線及び駅南停車場線を中心市街地の軸として、個性的で活力のある都市景観の形成を図ります。

商業施設のファサード整備や屋外広告物の配慮、サインの統一等とともに、安全で安心して、楽しく快適に歩くことができる歩行空間のネットワーク化により、回遊性のある景観形成を図ります。

- 本市の「顔」、交流拠点として、魅力的な商業空間、にぎわいのある景観の形成
- 北側に連続する「中心歴史文化交流ゾーン」との景観的連続性に配慮した、建築物のデザインや街並み景観形成の誘導
- 中高層建築物の適正な立地誘導・景観的配慮
- 憩いと交歓のある広場や回遊及び滞留できる空間の形成
- 広告・看板等の制限・誘導、景観を阻害しているものの整序
- 駅前広場、公共公益施設及びその周辺の魅力化（景観シンボルの形成）
- 道路空間と一体となった緑化の推進
- 案内表示などサインの充実・統一 など

結城駅北口周辺



結城駅南口周辺



【2. 中心歴史文化交流ゾーン】

県道結城停車場線及び大町周辺(問屋街)においては、結城らしさのある歴史・文化的な街並み空間を再生・創出するため、見世蔵などの歴史的建築物や、神社・寺院などを保全及び修景し、積極的に活用するとともに、結城の歴史・文化を次の世代に継承していく、魅力的な景観づくりを進めます。

歴史・文化的な建築物の周辺や街並みの残る沿道においては、これらの景観と調和した建築物等の立地誘導、城下町の町割り等を活かした、風情ある美しく魅力的な散策路など歩行空間の確保、回遊性を高める案内PR情報のネットワーク化を図ります。

- 見世蔵など歴史的建築物，神社や寺院等の地域資源の保全・活用
- 周辺と調和したデザインや連続性のある歴史的な街並み景観形成の誘導
- 中高層建築物の適正な立地誘導・景観的配慮
- 安心して歩くことができる歩行者空間の創出，回遊及び滞留できる空間の形成
- 広告・看板等の制限・誘導，景観を阻害しているものの整序
- 公共公益施設及びその周辺等の魅力化（景観シンボルの形成）
- 案内表示などサインの充実・統一 など

見世蔵



県道結城停車場線



結城紬関連施設



健田通り



【3. 沿道市街地ゾーン】

国道50号等の幹線道路沿いにおいては，市街地の骨格となる沿道市街地を形成するとともに，市民だけではなく来訪者にとっても印象深い個性的な沿道景観の形成を図ります。

幹線道路等の沿道においては，無秩序な沿道サービス施設の立地及び用途の混在の抑制や，街路樹などうるおいのある沿道景観の形成により，周辺の住宅等との共存・調和や，市街地の景観軸として，一体感のある街並みの連続性の確保を図ります。

- 周辺住宅地など環境に配慮した景観形成
- 建築物のデザインや色彩など一体的な景観形成の誘導
- 広告・看板等の制限・誘導，景観を阻害しているものの整序
- 沿道緑化や敷地内緑化の推進
- まちの出入口の魅力化
- 質が高く個性的な道路空間の創出
- 案内表示などサインの充実・統一 など

国道50号



大規模店舗



主要地方道結城野田線



主要地方道結城坂東線



【4. 既成市街地ゾーン】

既成市街地においては、古くからの市街地としての風格を確保しつつ、住商工の多様な都市機能が共存した、落ち着いたある良好な市街地及び沿道の景観形成を図ります。

また、周辺との調和に配慮した建築物の規模や高さ、色彩などを適切に誘導することにより、多様な土地利用と建築物が混在する市街地景観のコントロールを図ります。

地域特性に応じた個性的で美しい景観や、周辺の歴史的な街並みや社寺林などの緑と調和した景観など、質の高い良好な街並み形成の誘導を図ります。

- 地区や街区の性格に応じた景観の誘導
- 住宅、商業、工業等の共存・調和（住環境など周辺に配慮した景観形成）
- 歴史的建築物、神社や寺院等の地域資源の保全・活用
- 建築物のデザインや連続性のある沿道の景観形成の誘導
- 安心して歩くことができる歩行者空間の創出
- 広告・看板等の制限・誘導，景観を阻害しているものの整序
- 沿道緑化や敷地内緑化の推進
- 案内表示などサインの充実・統一 など

県道小山結城線沿い



紺屋町



戸張町付近



戸野町



【5. 住宅・一般市街地ゾーン】

結城駅北側の市街地北西部や結城駅南側の市街地においては，土地区画整理事業等に併せた，緑豊かでゆとりある，良好で快適な市街地の形成を図ります。

また，新興住宅地においては，建築物等の適切な立地誘導を図るとともに，生垣や植栽等による敷地内緑化の推進など，緑豊かでゆとりと落ち着きのある良好な住宅地景観の形成を図ります。

- 地区や街区の性格に応じた景観の誘導
- 建築物の立地誘導，質の高い住宅地の形成
- 良好な住環境の形成に配慮した修景整備
- 建築物のデザインや色彩など一体的な景観形成の誘導
- 安全で快適な生活道路の空間などの創出
- 沿道緑化や生垣など敷地内緑化の推進
- 案内表示などサインの充実・統一 など

住宅地（結城北部）



住宅地（結城駅南側）



住宅地（結城南部）



街区公園



【6. 城跡周辺地区地区計画ゾーン】

城跡周辺地区においては、城跡周辺地区内の豊富な歴史的資源や城跡歴史公園と調和した街並みを保全するため、地区計画に基づく、建築物の形態や色彩などのコントロールなどにより、統一感やまとまりのある街並みの形成を図ります。

また、城跡歴史公園の斜面林等の貴重な緑や内堀等の史跡を保全するとともに、住宅地における生垣や植栽等による敷地内緑化の推進など、緑豊かでゆとりと落ち着いたきのある良好な低層戸建て住宅地景観の形成を図ります。

- 城跡周辺地区地区計画（まちづくりのルール）に基づく建築物等の誘導
- 建築物の用途の指定，敷地面積の最低限度，建ぺい率・容積率の最高限度
- 建築物の壁面の位置の指定，建築物の高さの上限
- 建築物の形態（勾配屋根）や外壁の色彩（落ち着いた色彩）など意匠の制限
- 広告・看板等の制限・誘導
- 生垣・板塀・竹垣・築地塀など，垣・柵の構造の制限，敷地内緑化の推進
- 安全で快適な生活道路の空間などの創出
- 案内表示などサインの充実・統一 など

城跡歴史公園



城跡周辺地区内の住宅地



水辺公園



水辺公園周辺の住宅地



【7. 工業地ゾーン】

結城第一工業団地や西繁昌塚工業団地，才光寺農工団地においては，周辺環境への影響や田園集落景観等との調和に配慮するため，敷地内緑化の推進や，圧迫感のない建築物の形態や色彩など質の高いデザイン誘導等による快適な工業地景観の形成を図ります。

- 建築物等の位置や高さなど，ゆとりある空間形成への配慮
- 圧迫感の少ない建築物の形態や色彩など質の高いデザインの誘導
- 沿道緑化や生垣など敷地内緑化の推進
- 広告・看板等の制限・誘導，景観を阻害しているものの整序 など

結城第一工業団地



結城第一工業団地



西繁昌塚工業団地



才光寺農工団地



田園集落部

【8. 低地田園集落ゾーン】

鬼怒川，田川，西仁連川等の河川・水路沿いの低地に広がる水田等の優良農地は，周辺の集落や，河川・水路，斜面林等の自然資源との調和・共生を図りながら，田園景観の保全を図ります。

鬼怒川・田川沿いの落ち着いたある集落及び田園環境や，集落地周辺に多く見られる歴史的資源との一体的な保全を図ります。

まとまりのある平地林や屋敷林・社寺林，谷津状の斜面林等を，集落景観を構成する大切な要素として，また，市民に安らぎやうるおいを与える貴重な緑として保全・活用し，緑豊かな景観形成を図ります。また，筑波山の遠景を眺望できる地点の保全を図ります。

- 水田など優良農地の保全，河川・水路など自然環境の保全
- 平地林や屋敷林・社寺林，谷津状の斜面林など緑地の維持・保全
- 周辺の自然・田園集落景観と調和した建築物の意匠や色彩等の誘導
- 生垣など敷地内緑化や沿道緑化の推進，集落のまちなみの連続性の確保
- 広告・看板等の制限・誘導，景観を阻害しているものの整序
- 筑波山を眺望できる景観の保全 など

鬼怒川沿いの水田



田園と筑波山の眺望



山川沼排水路沿いの水田と田園集落



谷津田の斜面林が連なる田園集落



【9. 台地田園集落ゾーン】

台地上の緩やかな傾斜のある地形に広がる畑地等の優良農地は，周辺の集落や，平地林等の自然資源との調和・共生を図りながら，開放的でのどかな景観の保全を図ります。

市街地に隣接した集落及び周辺の農地や，集落地周辺に多く見られる歴史的資源との一体的な景観の形成を図ります。

まとまりのある平地林，社寺林・屋敷林等を，集落景観を構成する大切な要素として，また，市民に安らぎやうるおいを与える貴重な緑として保全・活用し，緑豊かな景観形成を図ります。

地域の自然条件や地形，歴史的資源を活かした，周辺の自然環境にとけこんだ落ち着いた集落景観の形成，生垣や石垣など集落を構成するまちなみの連続性を図ります。

- 畑地など優良農地の保全，寺社や古墳など歴史的資源の保全
- 平地林や屋敷林・社寺林，谷津状の斜面林など緑地の維持・保全
- 周辺の自然・田園集落景観と調和した建築物の意匠や色彩等の誘導
- 生垣など敷地内緑化や沿道緑化の推進，集落のまちなみの連続性の確保
- 広告・看板等の制限・誘導，景観を阻害しているものの整序
- 市街地縁辺部における住宅，商業，工業等が共存・調和した景観形成 など

周辺と調和した落ち着いた集落景観



屋敷林に囲まれた田園集落



生垣や石垣など連続性のある集落景観



緑豊かな平地林



軸的景観

【1. 河川軸】

本市を概ね南北方向に流れる鬼怒川や田川，西仁連川，吉田用水等は，河岸の豊かな緑地とともに市民に安らぎとうるおいを与える貴重な水辺空間となっています。

これら河川等を「水と緑の景観軸」として位置付け，自然環境や河岸緑地を保全するとともに，自然と調和した修景整備，市民が水と緑に親しめる身近な空間整備を図ります。

- 河川等の自然環境の保全
- 河岸の緑の保全・育成
- 自然と調和した護岸整備
- 緑道の維持管理・環境整備
- 橋梁の魅力化
- 水とふれあうことのできる水辺空間（親水性）の創出
- 遊歩道やサイクリングロード等によるネットワーク整備
- 案内表示などサインの充実・統一 など

鬼怒川



西仁連川



田川



西町緑道



【2. 道路軸】

国道50号や、旧国道50号（主要地方道結城下妻線）、主要地方道結城野田線、主要地方道結城坂東線などの幹線道路等は、景観を印象づける重要な役割を担っています。

このため、幹線道路等を「都市の景観骨格軸」として、主要な交差点や市街地の出入口、橋梁などは景観ポイント（ゲート）として、沿道空間の特性に応じた良好な道路景観の形成を図ります。

街路樹など四季の彩りやうるおいのある沿道景観の形成

歩行者空間のゆとりや安全性の確保

交差点や橋梁などの結節点の魅力的な景観の創出

沿道敷地へのオープンスペースや緑地等の創出

沿道サービス施設等の無秩序な立地抑制

- 広告・看板等の制限・誘導，景観を阻害しているものの整序
案内表示などサインの充実・統一 など

国道50号



新4号国道



主要地方道結城野田線



鬼怒川大橋



拠点的景観

J R 結城駅周辺や公共公益施設等の主要な建築物，神社や寺院などは，景観形成の拠点としての魅力を高め，積極的に魅力ある演出を行うことにより，シンボル性の高い景観形成を図ります。

【1. J R 結城駅周辺】

J R 結城駅周辺は市の玄関口であり，結城市の顔となる魅力とにぎわいのある景観形成を図ります。

大規模店舗



市民情報センター



【2. 大町周辺（歴史的街並み）】

大町周辺は，見世蔵，酒蔵，寺社等が集積しており，無電柱化や道路の美装化等を見据えながら，落ち着きと風格のある，結城市の歴史と文化を代表する景観形成を図ります。

見世蔵



酒蔵



【3. アクロス周辺】

アクロス周辺は、結城市民文化センターを中心としながら、南部中央公園等の公共公益機能が集積する交流拠点として、無電柱化や道路の美装化等を見据えながら、にぎわいと落ち着きのある景観形成を図ります。

【4. 城跡歴史公園周辺】

城跡歴史公園周辺は、城跡歴史公園を活用した、豊富な歴史・文化的資源と自然景観が調和した街並み景観の保全を図ります。

アクロス



城跡歴史公園



【5. 鹿窪運動公園周辺】

鹿窪運動公園周辺は、総合体育館や野球場等の各種スポーツ施設が立地する、個性的で魅力的なシンボル性の高い、緑豊かでうるおいのある景観形成を図ります。

【6. 結城第一工業団地】

結城第一工業団地は、沿道緑化や敷地内緑化の推進など、周辺環境との調和に配慮した快適な工業地景観の形成を図ります。

鹿窪運動公園



結城第一工業団地



【7. 城の内館跡周辺】

城の内館跡は、鎌倉時代に結城家初代朝光により創られ、室町時代まで結城家の館があったと思われる中世の武家屋敷跡として、歴史的資源を活かした拠点的な景観形成を図ります。

【8. 山川不動尊周辺】

山川不動尊は、あやめを主とした花公園が隣接し、銀杏などの樹木や縁日など、四季折々の景観が楽しめる拠点となっており、周辺の歴史的資源や豊かな自然・田園集落を活かした景観形成を図ります。

山川不動尊



あやめを主とした花公園



【9. 結城廃寺跡周辺】

結城廃寺跡やうめでら（東持寺）など、周辺の歴史的資源や豊かな自然・田園集落を活かした景観形成を図ります。

結城廃寺跡



うめでら（東持寺）



【10. 日本花の会周辺】

日本花の会周辺は、結城農場をはじめとした農地や平地林等の緑豊かな自然景観の形成を図ります。

日本花の会結城農場



日本花の会周辺の農地，平地林等



【11. 結城西部地区，結城南部地区】

第5次結城市総合計画において、新4号国道と国道50号の交差点南側に位置する新4号国道沿いは「結城西部地区」として、主要地方道結城野田線と県道新宿新田総和線の交差点北東側に位置する地区は「結城南部地区」として産業拠点に位置付けられており、今後、農地から工業地への土地利用転換を図るにあたり、周辺の農地や平地林等の自然環境と調和し、新4号国道の沿道景観に配慮した景観形成を図ります。

結城西部地区



新4号国道



3 - 4 届出対象行為

景観計画区域(景観形成重点地区を除く。)において、本市の良好な景観形成を図るため、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある下表に示すそれぞれの行為については、計画段階において事前協議及び景観法に基づく届出を行うものとします。

届出対象行為(景観形成重点地区を除く市全域)

区分	行為	規模等	
		用途地域	非用途地域
建築物	新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・高さが31mを超えるもの	・高さが20mを超えるもの
		・高さが9mを超え, かつ延べ面積が2,000㎡を超えるもの	
工作物	新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・高さが15m(擁壁にあっては5m)を超えるもの	
その他	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更で, 次のいずれかに該当するもの。 (1) 変更に係る土地の面積が15,000㎡以上のもの (2) 変更に伴い生じるのり面, 擁壁の高さが5mを超え, かつ長さが10m以上のもので, 変更に係る土地の面積が3,000㎡以上のもの 	

建築物の「高さ」、「延べ面積」は、建築基準法施行令の規定によるものとします。景観法第16条第5項に定める国の機関又は地方公共団体が行う行為、及び第7項の各号に掲げる行為(通常管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等)は除きます。

城跡周辺地区地区計画ゾーンにおいては、都市計画法に基づく地区計画で定められる届出を行うことにより、景観計画における届出を行ったことと見なします。

3 - 5 景観形成基準（ゾーンの全てが景観形成重点地区に含まれる「2）中心歴史文化交流ゾーン」は次章に記載しています。）

a . 建築物等【市街地部】

景観区分		1) 駅前商業地ゾーン									
事項											
位置		<ul style="list-style-type: none"> 街並みとしての連続性を確保するため、できる限り隣接する建築物間での壁面の位置を揃えるよう配慮すること。 県道結城停車場線に面する建築物については、歩行者等に与える圧迫感を軽減し、開放感ある沿道景観を形成するため、原則として建築物の3階以上の壁面の位置は、道路境界線からできる限り後退させること。 									
高さ		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、突出した高さとならないよう努めること。 									
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 本市の顔となる商業地として品のある景観形成を図るため、奇抜なデザインは避けること。 店舗等の低層部のデザインは、塀等で遮蔽せず、できる限り開放的なデザインとなるよう工夫すること。 大きな壁面を有する建築物については、できる限り壁面の分節化や色使いに変化をつけ、窓などの開口部のデザインの工夫に努めること。 									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲とすること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 中高層建築物の上層部は、できる限り低彩度かつ高明度となるよう努めること。 強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 壁面等にアクセントカラーに使用する場合は、けばけばしい色調とならないよう、できる限り風情を感じさせる伝統色を取り入れるよう努めること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色 相	彩 度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色 相	彩 度										
R (赤)	6 以下										
Y R (黄赤)	6 以下										
Y (黄)	6 以下										
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下										
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 									
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する側については、植栽を施したり、フラワーポット等を設置するなど、敷地規模に応じ、できる限り敷地内の緑化に努めること。 道路に面して駐車場等を設置する場合は、できる限り駐車場の緑化に努めること。 									
その他		<ul style="list-style-type: none"> 建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 照明等については、壁面等のライトアップ、ディスプレイの照明などを工夫し、駅前商業地として夜間の景観演出に配慮すること。 									

景観区分		事項									
			3) 沿道市街地ゾーン								
位置		<ul style="list-style-type: none"> 街並みとしての連続性を確保するため、できる限り隣接する建築物間での壁面の位置を揃えるよう配慮すること。 歩行者等に与える圧迫感を軽減し、開放感のある沿道景観を形成するため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。 									
高さ		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、突出した高さとならないよう努めるとともに、周辺住宅地に配慮した高さとする。 									
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 心地よい沿道景観の形成を図るため、奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和や周辺住宅地に配慮すること。 									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲とすること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 壁面等にアクセントカラーに使用する場合は、けばけばしい色調とならないよう、できる限り風情を感じさせる伝統色を取り入れるよう努めること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色 相	彩 度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色 相	彩 度										
R (赤)	6 以下										
Y R (黄赤)	6 以下										
Y (黄)	6 以下										
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下										
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 									
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 独立して設置する広告物の足下は、できる限り緑化に努めること。 									
その他		<ul style="list-style-type: none"> 建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。特に工業施設や商業施設等に併設する設備は、隣接住戸から直接見えないよう配慮すること。 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 立体駐車場を設置する場合は、できる限り沿道からの見え方に配慮した、配置、形態意匠、色彩となるよう努めること。 									

景観区分		事項									
			4) 既成市街地ゾーン								
位置		<ul style="list-style-type: none"> 良好な住環境の維持・保全を図るため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。特にマンションや商業業務施設など規模の大きな敷地を有する場合は、積極的な壁面の位置の後退に努めること。 									
高さ		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、できる限り高さを抑えるよう努めること。 									
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いたある市街地景観の形成を図るため、原則として奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和に努めること。 大きな壁面を有する建築物については、できる限り壁面の分節化や色使いに変化をつけ、窓などの開口部のデザインの工夫に努めること。 									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 壁面等にアクセントカラーに使用する場合は、けばけばしい色調とならないよう、できる限り風情を感じさせる伝統色を取り入れるよう努めること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色 相	彩 度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色 相	彩 度										
R (赤)	6 以下										
Y R (黄赤)	6 以下										
Y (黄)	6 以下										
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下										
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 									
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分は、できる限りブロック塀の設置は避け、生垣やデザイン性に配慮した透過性のあるフェンス等の設置に努めること。 敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 交差点に位置する敷地内には個性とうるおいある街角空間を確保するため、安全性に配慮しながら、できる限りシンボルツリー等の配置に努めること。 									
その他		<ul style="list-style-type: none"> 建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 									

景観区分		5) 住宅・一般市街地ゾーン										
事項												
位置		<ul style="list-style-type: none"> 良好な住環境の維持・保全を図るため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。特にマンションや商業業務施設など規模の大きな敷地を有する場合は、積極的な壁面の位置の後退に努めること。 										
高さ		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、できる限り高さを抑えるよう努めること。 										
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いたある市街地景観の形成を図るため、原則として奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和に努めること。 裏口的に利用される建物北側については、沿道からの見え方に配慮し、良好な住宅地景観の創出に努めること。 										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>		色相	彩度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色相	彩度											
R (赤)	6 以下											
Y R (黄赤)	6 以下											
Y (黄)	6 以下											
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下											
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 										
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分は、できる限りブロック塀の設置は避け、生垣やデザイン性に配慮した透過性のあるフェンス等の設置に努めること。 敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 交差点に位置する敷地内には個性とうるおいある街角空間を確保するため、安全性に配慮しながら、できる限りシンボルツリー等の配置に努めること。 										
その他		<ul style="list-style-type: none"> 建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 敷地内に広告物を設置する場合は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 										

景観区分		6) 城跡周辺地区地区計画ゾーン										
事項												
位 置		<ul style="list-style-type: none"> 壁面の位置については、下館・結城都市計画城跡周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条の規定に従うものとする。 										
高 さ		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さについては、下館・結城都市計画城跡周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第8条の規定に従うものとする。 										
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かで落ち着いた住宅地としての景観形成を保全するため、屋根の形態は勾配屋根を基本とし、周辺の歴史的な景観との調和するデザインとなるよう努めること。 										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁，屋根及び屋外設備等の色彩は落ち着いた色調とし，原則として，以下の表で定める範囲内で，できる限り低彩度となるよう努めること。ただし，材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については，この限りではない。 地区計画区域内本丸ゾーンにおいては，屋根の色は黒，茶，深緑を基調とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄 赤)</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄 緑) , G (緑) , B G (青 緑) , B (青) , P B (青 紫) , P (紫) , R P (赤 紫)</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">色彩表示についてはマンセル表色系による</p>		色 相	彩 度	R (赤)	3 以下	Y R (黄 赤)	3 以下	Y (黄)	3 以下	G Y (黄 緑) , G (緑) , B G (青 緑) , B (青) , P B (青 紫) , P (紫) , R P (赤 紫)
色 相	彩 度											
R (赤)	3 以下											
Y R (黄 赤)	3 以下											
Y (黄)	3 以下											
G Y (黄 緑) , G (緑) , B G (青 緑) , B (青) , P B (青 紫) , P (紫) , R P (赤 紫)	3 以下											
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する広告物は，自家用のものに限る。また，壁面利用及び突出看板のみとし，屋上広告は設置不可とする。 壁面利用及び突出看板を設置する場合は，地区の歴史的景観に配慮し，設置位置，規模，形態意匠，色彩及び材料について配慮すること。特に，立体造形看板や映像看板（LEDビジョン等）を設置する場合は，十分に配慮すること。 地区計画区域内本丸ゾーンとお屋敷ゾーンにおいては，設置する看板は一辺が1.2m以下，面積は1.0㎡以下とすること。 										
緑 化		<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分は，原則として，生垣，板塀，竹垣，築地塀など自然素材とすること。その場合には，閉鎖的にならないよう高さは1.5m程度とすること。やむを得ずネットフェンス，アルミフェンス等を用いる場合には，その内側に植栽を施すこと。 敷地規模に余裕のある場合は，できる限り敷地内の緑化に努めること。 										
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> 建築設備等については，できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 敷地内に広告物を設置する場合は，敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ，位置，規模，形態意匠，色彩及び素材とすること。 										

景観区分		7) 工業地ゾーン										
事項												
位置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を軽減し開放感ある工業地の景観を形成するため、壁面の位置は積極的に道路境界線から後退させること。 										
高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、突出した高さとならないよう努めること。 										
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な工業地景観の形成を図るため、奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和や周辺の田園集落・自然環境に配慮すること。 										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として原色を避け、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 ・ 強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R（黄赤）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y（黄）</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>		色 相	彩 度	R（赤）	6 以下	Y R（黄赤）	6 以下	Y（黄）	6 以下	G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）
色 相	彩 度											
R（赤）	6 以下											
Y R（黄赤）	6 以下											
Y（黄）	6 以下											
G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）	6 以下											
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 ・ 過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 ・ 企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 										
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り敷地内の緑化に努めること。 ・ 道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 ・ 独立して設置する広告物の足下は、できる限り緑化に努めること。 ・ 敷地内の植栽や緑地については、適切な維持管理に努めること。 										
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 ・ 道路に面する部分にフェンス等を設置する場合は、透過性のあるフェンスとすること。 ・ 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 ・ 立体駐車場を設置する場合は、できる限り沿道からの見え方に配慮した、配置、形態意匠、色彩となるよう努めること。 										

a. 建築物等【田園集落部】

景観区分		8) 低地田園集落ゾーン 9) 台地田園集落ゾーン									
事項											
位置		<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある集落地等の景観の維持・保全を図るため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。 ・建築物の位置・配置については、周辺の田園景観や河川の広がり、平地林等の緑との調和、集落のまちなみの連続性に配慮するよう努めること。 									
高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観や筑波山への眺望を阻害しないよう、できる限り高さを抑えるよう努めること。 									
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・田園・自然景観との調和を図るため、原則として奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士との形態的調和に努めること。 ・屋根の形態は、できる限り勾配屋根とし、周辺の田園や河川・平地林などの自然環境、歴史・文化的な景観と調和するデザインに努めること。 									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は落ち着いた色調とし、原則として、以下の表で定める範囲内で、できる限り低明度、低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>彩度が4～6の場合は、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色相	彩度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色相	彩度										
R (赤)	6 以下										
Y R (黄赤)	6 以下										
Y (黄)	6 以下										
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下										
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は、自家用のものに限る。また、できる限り屋上看板の設置は避け、壁面利用及び突出看板とすること。 ・壁面利用及び突出看板を設置する場合は、周辺の自然・田園景観に配慮し、設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 ・過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 									
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分は、できる限り、生垣、板塀、竹垣、築地塀など自然素材とすること。また、ネットフェンス、アルミフェンス等を用いる場合には、その内側に植栽を施すなど、周辺の景観との調和に努めること。それらの場合、閉鎖的にならないよう高さに配慮すること。 ・敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 									
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 ・敷地内に広告物を設置する場合は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 									

b. 工作物

景観区分 事項	各ゾーン共通
工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、各ゾーンにおける建築物の基準に準ずる。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類や用途に応じ、設置位置や形態意匠及び色彩等について各ゾーンの景観特性を考慮した上、周辺の景観との調和を図る工夫を行うこと。 ・地上に設置される太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く）は、位置については、道路の見通しの妨げにならないよう、必要な対策を講じること。また、事業区域の面積に応じ、適切な緩衝帯を設けること。パネル及び付帯設備の色彩については、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とし、彩度は3以下（マンセル表色系による）とすること。 <p>高さについては、山並み、丘陵、河川等の自然景観を阻害しないよう配慮すること。ただし、城跡周辺地区地区計画ゾーンについては、景観形成重点地区の基準に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信用鉄塔の設置にあたっては、設置位置は幹線道路から30m以上離れた位置に設置すること、道路に面する側は緑化すること、シリンダー型に統一することを原則とする。

c. その他（土地の形質の変更）

景観区分 事項	各ゾーン共通
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面及び擁壁が生じないように努めること。 ・のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に努めること。 ・擁壁は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化等により景観への影響を極力抑えるよう努めること。

第4章 景観形成重点地区の景観計画

- 4-1 景観形成重点地区の設定
- 4-2 景観形成方針
- 4-3 届出対象行為
- 4-4 景観形成基準

第4章 景観形成重点地区の景観計画

4 - 1 景観形成重点地区の設定

景観計画区域（市全域）のうち，特に本市を特徴づけるような景観形成に向けて，重点的かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要がある地区を景観形成重点地区に位置づけます。

景観区分ごとに次の7つの視点で総合的に評価を行った結果，面的景観の「2）中心歴史文化交流ゾーン」と拠点景観の「2）大町周辺（歴史的街並み）」の評価が最も高くなっています。また，軸的景観の「2）道路軸」も高くなっています。

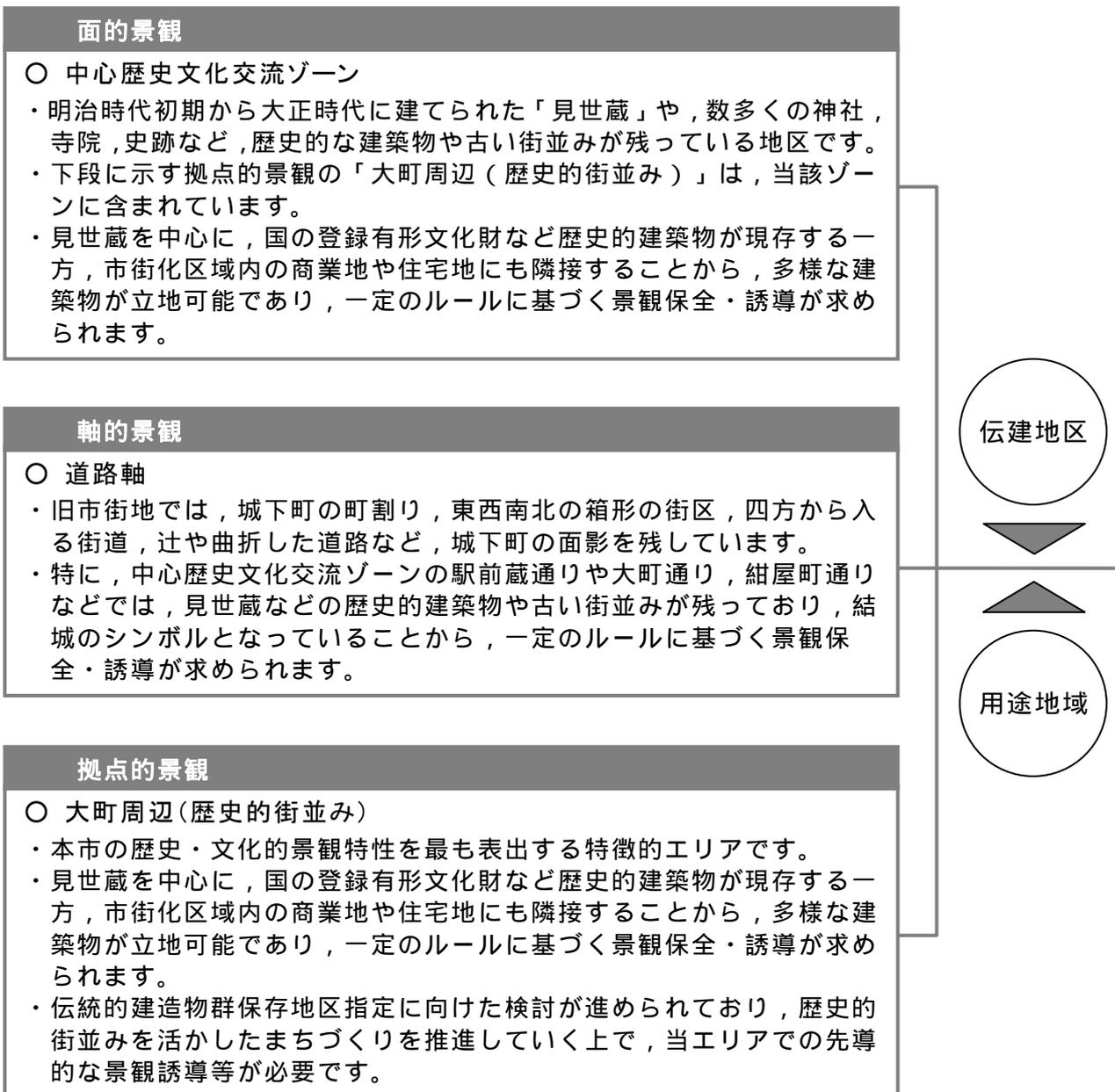
景観区分	良好な景観を 創出できる	良好な景観を 創出できる	観光の振興に 寄与する	中心市街地活 性化に寄与する	伝統的建築物 の立地が多い	景観形成の効 果が高い	総合評価
I 面的景観							
市街地部							
1) 駅前商業地ゾーン	△	○	○	○	－	△	△
2) 中心歴史文化交流ゾーン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3) 沿道市街地ゾーン	△	○	△	△	－	△	△
4) 既成市街地ゾーン	△	○	△	△	－	△	△
5) 住宅・一般市街地ゾーン	△	○	△	△	－	△	△
6) 城跡周辺地区地区計画ゾーン	○	○	△	△	－	○	△
7) 工業地ゾーン	△	○	△	△	－	○	△
田園集落部							
8) 低地田園集落ゾーン	○	○	△	△	－	△	△
9) 台地田園集落ゾーン	○	○	△	△	－	△	△
II 軸的景観							
1) 河川軸	○	○	△	△	－	△	△
2) 道路軸	○	○	○	△	△	○	○
III 拠点景観							
1) JR結城駅周辺	△	○	○	○	－	△	△
2) 大町周辺（歴史的街並み）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3) アクロス周辺	△	○	△	△	－	○	△
4) 城跡歴史公園周辺	○	○	○	△	－	△	△
5) 鹿窪運動公園周辺	△	○	△	△	－	○	△
6) 結城第一工業団地	△	○	△	△	－	○	△
7) 城の内館跡周辺	△	○	○	△	－	○	△
8) 山川不動尊周辺	○	△	○	△	－	○	△
9) 結城廃寺跡周辺	△	△	○	△	－	○	△
10) 日本花の会周辺	△	○	○	△	－	○	△
11) 結城西部地区，結城南地区	△	△	△	△	－	△	△

総合評価： を3点， を2点， を1点とした場合， ：15～満点， ：10～14点， ：10点未満

景観形成重点地区の検討にあたっては、法的規制状況を踏まえつつ、歴史・文化的景観の保全・誘導を効率的・効果的に行っていくことが求められることから、伝統的建造物群保存地区指定検討区域や用途地域との整合を図りながら、以下に示す必要性等を総合的に勘案するものとします。

結果、景観形成重点地区については、本市最大の景観特性としての歴史・文化的景観の保全・創出を図るため、中心歴史文化交流ゾーンを位置づけ、より効果的な景観形成を推進していくものとします。

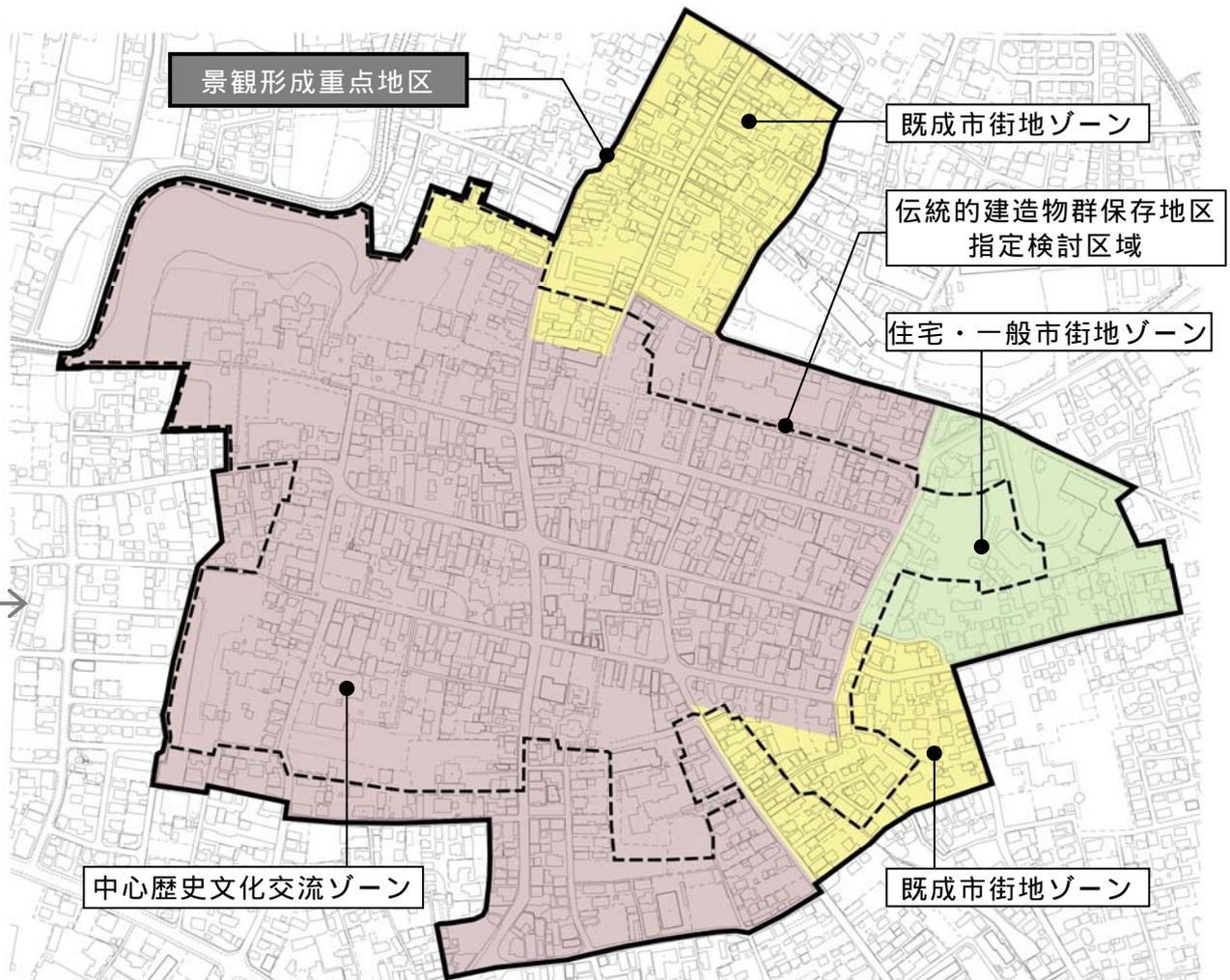
先導的・戦略的な景観保全・誘導の必要性



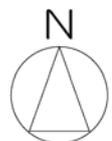
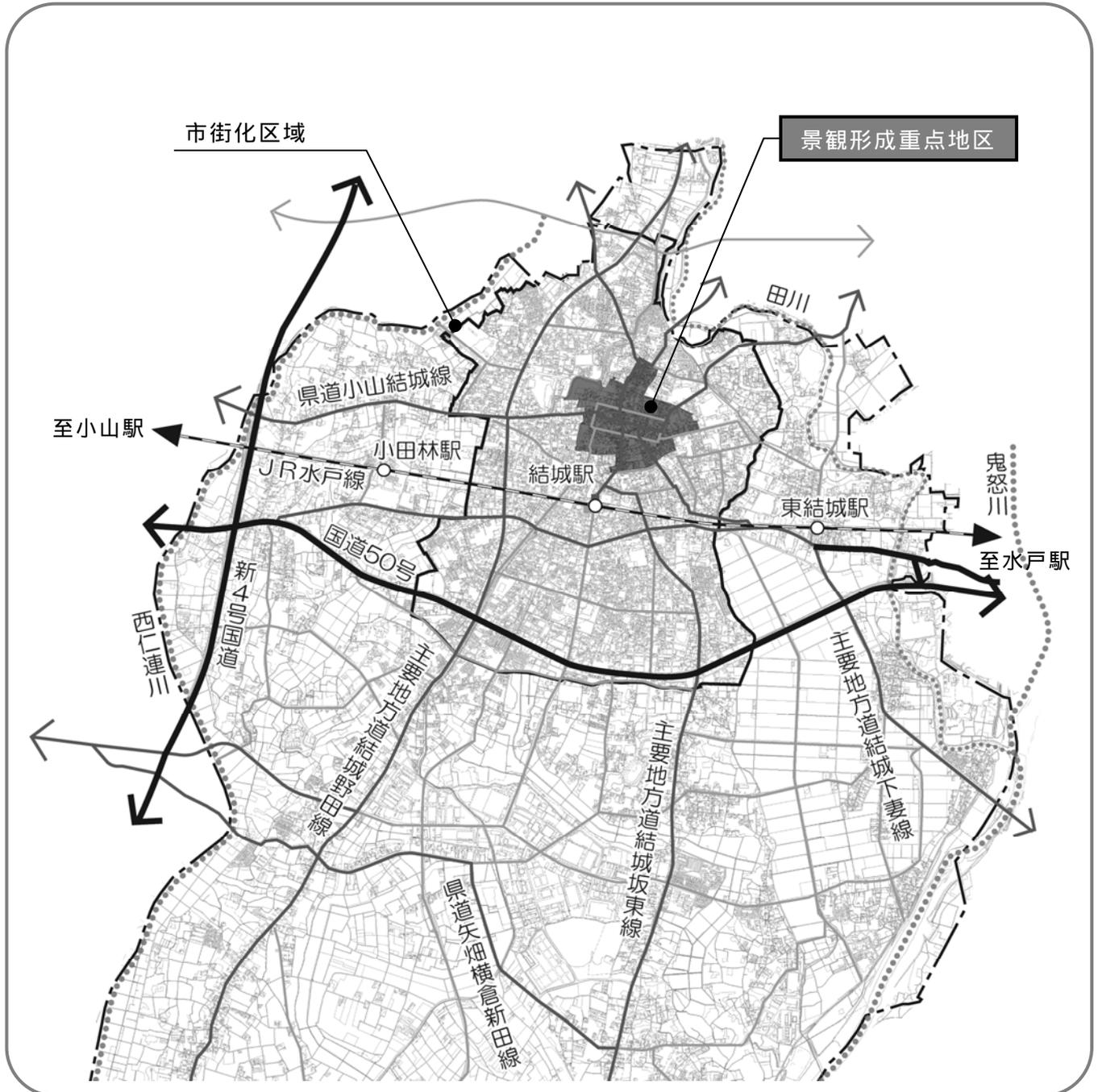
また、歴史的街並みとしての連続性の確保等一体的な景観形成が必要と考えられる区域については、隣接する既成市街地ゾーン及び住宅・一般市街地ゾーンの一部についても、景観形成重点地区として位置づけます。

景観形成重点地区内にある駅前蔵通りや大町通り、紺屋町通りなどの江戸時代からの町割りを今に残す路線については、歴史的にも貴重な景観形成重点路線と捉え、景観形成重点地区と一体となった景観誘導を図るものとしします。

景観形成重点地区の区域



景観形成重点地区の位置



4 - 2 景観形成方針

景観形成重点地区として選定した「中心歴史文化交流ゾーン」における景観形成方針を設定します。

景観形成重点地区

【2. 中心歴史文化交流ゾーン】

大町周辺においては、見世蔵、酒蔵、社寺等が集積する、本市の歴史と文化を代表する景観を形成しており、その風格ある景観を結城らしい景観として守りつつ、最大限活かしながら、市民の誇りとなり、来訪者を魅了する景観の保全・創出を積極的に図ります。

歴史的街並みの連続性に配慮した建築物等の高さや形態、色彩等の適切な景観誘導を図るとともに、商業地としての役割に配慮しつつ屋外広告物の色彩やデザインの統一等、歴史的街並みとの調和に配慮した効果的な景観形成を図ります。

また、社寺等の地域資源の保全・活用を図るとともに、安全な歩行者空間や地区内の回遊性確保等にも寄与する景観誘導を図り、本地区の観光資源としての役割を踏まえた総合的な景観形成を目指します。

- 観光資源としての役割を踏まえた総合的な景観形成
- 建築物等の高さや形態、色彩等の適切な誘導による、歴史的街並みの連続性確保
- 地区の有する歴史文化景観との調和に配慮した屋外広告物等の色彩、デザインの適切な景観誘導
- 社寺等の地域資源の保全・活用
- 無電柱化や道路の美装化などによる安全な歩行者空間や地区内の回遊性確保等、観光施策と一体となった効果的な景観形成 など

大町通り



健田須賀神社



4 - 3 届出対象行為

景観形成重点地内において，地区の重点的，先導的な景観形成を図るため，景観に大きな影響を及ぼす恐れのある下表に示すそれぞれの行為については，計画段階において事前協議及び景観法に基づく届出を行うものとしします。

届出対象行為（景観形成重点地区） 赤字：景観計画区域と異なる規定

区分	行為	規模等
建築物	新築，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが9 m以上，若しくは延べ面積が500㎡以上の建築物
工作物	新築，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが15m（擁壁にあっては3 m）を超えるもの ・ 太陽光発電施設については，規模等にかかわらず全て
その他	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の形質の変更で，次のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> （1）変更に係る土地の面積が1,000㎡以上のもの （2）変更に伴い生じるのり面，擁壁の高さが2 mを超え，かつ長さが10 m以上のもので，変更に係る土地の面積が1,000㎡以上のもの
	木竹の伐採又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡以上の木竹の伐採又は植栽
	物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積で，高さが2 mを超え，かつ，その用途に係る面積が1,000㎡以上のもの

建築物の「高さ」，「延べ面積」は，建築基準法施行令の規定によるものとしします。景観法第16条第5項に定める国の機関又は地方公共団体が行う行為，及び第7項の各号に掲げる行為（通常管理行為，軽易な行為，非常災害のため必要な応急措置として行う行為等）は除きます。景観形成重点地区に含まれる既成市街地ゾーン及び住宅・一般市街地ゾーンにおいても，上表に示す行為については，同様に届出が必要となります。

4 - 4 景観形成基準

a . 建築物等【景観形成重点地区】

景観区分		2)中心歴史文化交流ゾーン									
事項											
位置		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の1, 2階の壁面の位置は, できる限り歴史的街並みの連続性に配慮すること。 ・原則として, 沿道に面する建築物の3階以上の壁面の位置は, 歴史的街並みの連続性を確保し, かつ歩行者等に与える圧迫感を軽減し, 開放感ある沿道景観を形成するため, 道路境界線からできる限り後退させること。 									
高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さをできる限り抑えるとともに, 2階部分の高さは, 歴史的建造物との連続性に配慮すること。 									
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的街並みとの調和を図るとともに, 歴史的街並みの連続感を創出するため, 奇抜なデザインは避け, できる限り伝統的様式を採用すること。 ・風格のある歴史・文化景観を形成するため, できる限り, 屋根の形状は勾配屋根とすること。また, できる限り下屋, 庇を設置するよう努めること。 ・開口部は, 周辺の歴史的建造物と調和した形態・意匠とするよう努めること。 									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁, 屋根及び屋外設備等の色彩は, 歴史的街並みとの調和を図るため, 落ち着いた色調とし, 原則として, 以下の表で定める範囲内で, できる限り低明度, 低彩度となるよう努めること。ただし, 材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については, この限りではない。 ・店舗等において強調色(アクセントカラー)を使用する場合は, 原則として低層部に小さく使用し, できる限り風情を感じさせる伝統色を取り入れるよう努めること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が2～3の場合, 明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色 相	彩 度	R (赤)	3 以下	Y R (黄赤)	3 以下	Y (黄)	3 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色 相	彩 度										
R (赤)	3 以下										
Y R (黄赤)	3 以下										
Y (黄)	3 以下										
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	3 以下										
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は, 自家用のものに限る。また, できる限り屋上看板の設置は避け, 壁面利用及び突出看板とすること。 ・壁面利用及び突出看板を設置する場合は, 周辺の歴史・文化景観との調和に努め, 設置位置, 規模, 形態意匠, 色彩及び材料について配慮すること。特に, 立体造形看板や映像看板(LEDビジョン等)を設置する場合は, 十分に配慮すること。 									
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分に垣・柵を設ける場合は, できる限り, 周辺景観と調和する自然素材とすること。やむを得ず, ネットフェンス, アルミフェンス等を用いる場合には, その内側に植栽を施すなど, 周辺の景観との調和に努めること。それらの場合, 閉鎖的にならないよう高さに配慮すること。 ・敷地規模に余裕のある場合は, できる限り敷地内の緑化に努めること。 									
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁や屋上などに設ける設備は, 自然素材等で覆うなど, できる限り露出しないよう設置すること。やむを得ず露出する場合は, 落ち着いた色彩で着彩するなど歴史的街並みの中でできる限り目立たないよう工夫すること。 ・敷地内に広告物を設置する場合は, 敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ, 位置, 規模, 形態意匠, 色彩及び素材とすること。 ・やむを得ず道路に面して駐車場等を設置する場合は, 伝統的な格子デザインを取り入れるなど, 道路からの見え方に配慮すること。 									

景観区分		4) 既成市街地ゾーン									
事項											
位置		<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の維持・保全を図るため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。特にマンションや商業業務施設など規模の大きな敷地を有する場合は、積極的な壁面の位置の後退に努めること。 									
高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、できる限り高さを抑えるよう努めること。 									
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いたある市街地景観の形成を図るため、原則として奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和に努めること。 ・大きな壁面を有する建築物については、できる限り壁面の分節化や色使いに変化をつけ、窓などの開口部のデザインの工夫に努めること。 									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 ・強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、原則として低層部に小さく使用し、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 ・壁面等にアクセントカラーに使用する場合は、けばけばしい色調とならないよう、できる限り風情を感じさせる伝統色を取り入れるよう努めること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>	色 相	彩 度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色 相	彩 度										
R (赤)	6 以下										
Y R (黄赤)	6 以下										
Y (黄)	6 以下										
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下										
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 ・過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 ・企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 									
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分は、できる限りブロック塀の設置は避け、生垣やデザイン性に配慮した透過性のあるフェンス等の設置に努めること。 ・敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 ・道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 ・交差点に位置する敷地内には個性とうるおいある街角空間を確保するため、安全性に配慮しながら、できる限りシンボルツリー等の配置に努めること。 									
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 ・敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 									

景観区分		5) 住宅・一般市街地ゾーン										
事項												
位置		<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の維持・保全を図るため、壁面の位置は道路境界線からできる限り後退させるよう努めること。特にマンションや商業業務施設など規模の大きな敷地を有する場合は、積極的な壁面の位置の後退に努めること。 										
高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮しながら、できる限り高さを抑えるよう努めること。 										
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いたある市街地景観の形成を図るため、原則として奇抜なデザインは避けながら、隣接する建築物同士の形態的調和に努めること。 ・裏口的に利用される建物北側については、沿道からの見え方に配慮し、良好な住宅地景観の創出に努めること。 										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁、屋根及び屋外設備等の色彩は、原則として、原色や蛍光色、パステルカラーの使用は避け、以下の表で定める範囲内で、できる限り低彩度となるよう努めること。ただし、材料本来の素材色や地域の歴史的風致になじむ色彩については、この限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">彩度が4～6の場合、明度は6以下とする 色彩表示についてはマンセル表色系による</p>		色相	彩度	R (赤)	6 以下	Y R (黄赤)	6 以下	Y (黄)	6 以下	G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)
色相	彩度											
R (赤)	6 以下											
Y R (黄赤)	6 以下											
Y (黄)	6 以下											
G Y (黄緑), G (緑), B G (青緑), B (青), P B (青紫), P (紫), R P (赤紫)	6 以下											
建築物に付帯する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は、節度ある良好な景観形成を図るため、その設置位置、規模、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること。 ・過度な立体造形看板や大型映像看板（LEDビジョン等）などの設置は、できる限り避けるよう努めること。 ・企業や団体等の組織を象徴する色（コーポレートカラー）については、できる限り彩度の高い色彩を大面積で用いることは避けること。 										
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分は、できる限りブロック塀の設置は避け、生垣やデザイン性に配慮した透過性のあるフェンス等の設置に努めること。 ・敷地規模に余裕のある場合は、できる限り敷地内の緑化に努めること。 ・道路に面して駐車場等を設置する場合は、道路に面する側の積極的な緑化を図ること。 ・交差点に位置する敷地内には個性とうるおいある街角空間を確保するため、安全性に配慮しながら、できる限りシンボルツリー等の配置に努めること。 										
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等については、できる限り沿道から目立たない位置に設置するよう努めること。 ・敷地内に広告物を設置する場合は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び素材とすること。 										

b. 工作物

景観区分 事項	各ゾーン共通
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、景観形成重点地区における建築物の基準に準ずる。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類や用途に応じ、設置位置や形態意匠及び色彩等について当該地区の景観特性を考慮した上、周辺の景観との調和を図る工夫を行うこと。 ・地上に設置される太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く）については、施設が与える景観的影響を鑑み、景観形成重点地区内への設置はできる限り避けるものとする。やむを得ず設置する場合は、周辺の歴史文化景観に配慮し、歩行者、車両等から直接見えないよう閉鎖的にならない高さ（1.5m位）の植栽等を施すこと。なお、周囲をフェンス等で囲う場合は、コンクリートブロック塀、ネットフェンス塀以外とすること。 位置については、道路の見通しの妨げにならないよう、必要な対策を講じること。また、事業区域の面積に応じ、適切な緩衝帯を設けること。 パネル及び付帯設備の色彩については、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とし、彩度は3以下（マンセル表色系による）とすること。 高さについては、山並み、丘陵、河川等の自然景観を阻害しないよう配慮すること。 ・通信用鉄塔の単独設置は、原則として不可とする。

c. その他（土地の形質の変更）

景観区分 事項	各ゾーン共通
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面及び擁壁が生じないように努めること。 ・のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に努めること。 ・擁壁は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化等により景観への影響を極力抑えるよう努めること。

第5章 その他景観計画に係る方針

- 5-1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
- 5-2 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項
- 5-3 景観重要公共施設の整備に関する方針

第5章 その他景観計画に係る方針

5 - 1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

本市及び地域において、景観的シンボルとして親しまれている建造物について、景観重要建造物として指定するための方針を定めます。

景観重要建造物の指定の方針

本市及び地区の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物であること。
市民に親しまれ愛されている建造物であること。
市民や来訪者にとってシンボリック、象徴的な建造物であること。
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見望できるものであること。
建造物の維持管理を行う個人又は団体があること。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

本市及び地域において、景観的シンボルとして親しまれている樹木について、景観重要樹木として指定するための方針を定めます。

景観重要樹木の指定の方針例

本市及び地区の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木であること。
市民に親しまれ愛されている樹木であること。
市民や来訪者にとってシンボリック、象徴的な樹木であること。
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見望できるものであること。
樹木の維持管理を行う個人又は団体があること。

5 - 2 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

(1) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

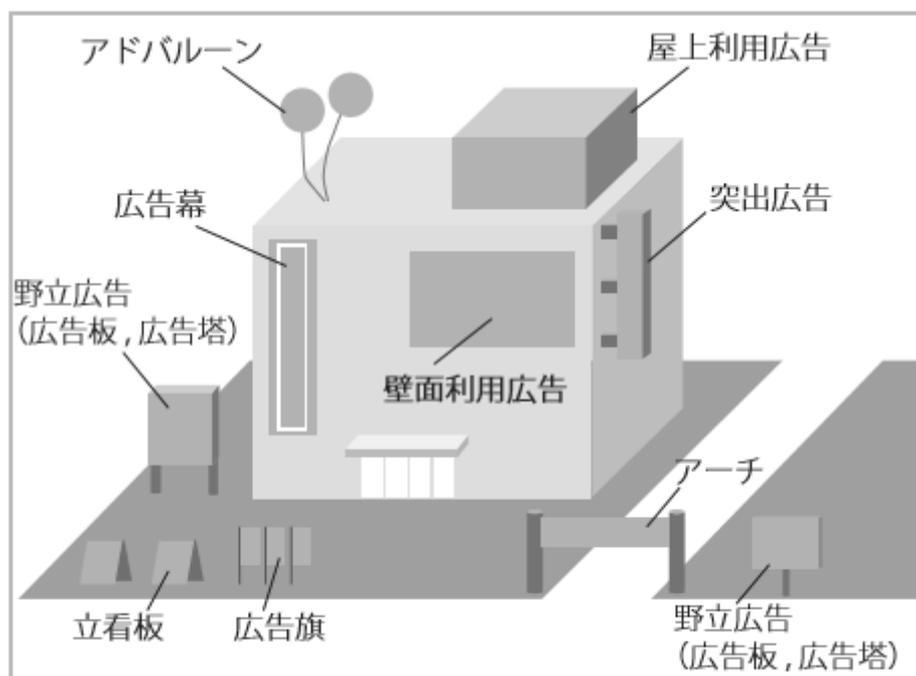
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に際しては、市全域としては茨城県屋外広告物条例（昭和49年3月30日茨城県条例第10号）の許可基準に従うとともに、第3章に定める「市全域の景観形成方針」、「景観区分ごとの景観形成基本方針」及び「景観形成基準」を踏まえ、結城市らしい景観形成に寄与することが求められます。

特に、第4章に定める「景観形成重点地区」においては、歴史的街並みと調和し、屋外広告物を含めた街並みの一体的景観形成が重要となります。

よって、屋外広告物については、建築物（建築物に付帯する広告物）及び工作物として、当面はそれらに関する景観形成基準に沿った誘導を行うこととします。

なお、より結城市らしい屋外広告物に係る景観形成を図っていくため、今後必要に応じ本市独自の屋外広告物条例の制定についても検討していくこととします。

屋外広告物の種類図（結城市屋外広告物の手引きより）



街でみられる屋外広告物の例

5 - 3 景観重要公共施設の整備に関する方針

(1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

道路や河川、公園などの公共施設は、本市における景観形成の大きな骨格をなすものであり、市民や来訪者にとっても日常的に目に付きやすい象徴的なものであり、その整備に当たっては、本計画に基づき良好な景観形成の先導的な役割を果たしていくことが求められます。

そのため、本市の良好な景観形成を推進していく上で、特に重要となる公共施設については、景観形成の方針に沿った景観形成上の工夫や整備が図れるよう、今後、管理者との協議の上、景観計画において必要に応じ景観重要公共施設としての位置づけを検討していきます。

第6章 景観まちづくりの推進に向けて

- 6-1 市民・事業者・行政の協働による景観づくり
- 6-2 景観まちづくりの推進方策

第6章 景観まちづくりの推進に向けて

6 - 1 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

(1) 市民・事業者・行政の役割分担

市民・事業者・行政は、以下に示す各々の役割を踏まえながら、景観まちづくりを協働し推進していくことが必要不可欠です。

【市民の役割】

市民は、本市の有する歴史・文化等の固有の景観に対する認識を深めるとともに、自らが景観まちづくりの主体であることを自覚し、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

また、市全体の良好な景観まちづくりを進めるため、市が実施する各種施策に協力することが求められます。

【事業者の役割】

事業者は、事業活動が景観まちづくりに大きな影響を及ぼし、また、事業所等の建築物や屋外広告物が景観を構成する重要な要素であることを十分認識し、自主的かつ積極的に良好な景観まちづくりに努めるものとします。

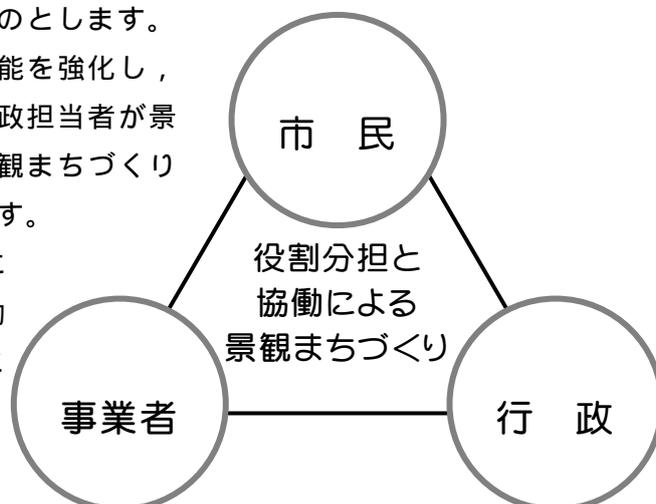
また、市が実施する各種景観施策に協力することが求められます。

【行政の役割】

市は、良好な景観の形成の促進に関し、国や関係機関等との適切な役割分担と連携を図りながら、良好な景観まちづくりを推進するための施策を総合的に策定し、かつ計画的に実施するとともに、景観まちづくりに関連する各種制度等を有効に活用し、施策の実効性を確保するよう努めるものとします。

また、庁内の横断的な連絡・調整機能を強化し、その調整結果を踏まえて関連する各行政担当者が景観を尊重した施策を推進し、良好な景観まちづくりの先導的な役割を果たす必要があります。

さらに、市民等が景観まちづくりに積極的に取り組めるよう、有効な助成・支援策等の構築を検討していくことが求められます。



6 - 2 景観まちづくりの推進方策

今後、本市における総合的かつ効果的な景観まちづくりを推進していくため、次のような推進方策を講じていきます。

「結城市景観条例」の制定

景観行政団体としての結城市が「景観条例」を制定し、その条例で景観計画に関する事項をはじめ、景観法に係る必要な事項を定めます。

「結城市景観審議会」の設置

景観形成基準等との整合性をはじめ、景観形成に係る重要な事項及び景観計画の改定等を専門的見地から調査・審議する組織として「結城市景観審議会」を設置します。

「景観アドバイザー」の設置

結城市景観審議会で審議する前に、事業者等からの相談に対し、柔軟に本市の景観まちづくりに関する専門的な助言・指導等を行うことができるよう、数名の景観アドバイザーを設置します。

庁内推進体制の構築・充実

都市基盤などの各種公共事業施行の際に、行政が主体的かつ先導的に景観形成を図るとともに、関係部局との横断的な推進体制を構築します。

また、景観行政を総合的に担当する組織の設置についても必要に応じ検討するものとします。

市民の景観まちづくりへの参画促進と支援

協働による景観まちづくりを推進するため、市民が景観まちづくりに参画できる場の提供や、景観まちづくりに関連するNPOやボランティア組織などの設立促進及びこれらのリーダーとなる担い手育成等の支援を行います。

事前協議等による効果的な景観誘導と景観計画等の周知

景観アドバイザーや景観審議会を活用し、景観に影響を及ぼす各種行為について事前相談や届出の内容を協議し、景観形成基準等との適合性を判断しながら効果的な景観誘導を行います。

そのため、景観計画の内容をはじめ、行為の届出の流れ等について広く周知していきます。

参考資料

- 1 上位関連計画及び関係法規制の整理

1 上位関連計画及び関係法規制の整理

(1) 景観法

施行期日	平成16年12月17日
法律の目的	
<p>我が国の都市，農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため，景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより，美しく風格のある国土の形成，潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り，もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。</p> <p>(景観法：第一章を引用)</p>	
法律の概要	
<p>日本で初めての景観に関する総合的な法律で，良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに，景観計画の策定，景観計画区域，景観地区等における良好な景観の形成のための規制，景観整備機構による支援などを定めています。</p> <p>景観法では，景観行政団体（都道府県，指定都市，都道府県の同意を得た市町村）が景観計画を策定し，景観計画区域内の建築物に関して一定の規制をかけたたり，建築物の形態，意匠を制限することができます。</p>	
基本理念	
<p>良好な景観は，美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ，国民共通の資産として，現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう，その整備及び保全が図られなくてはならない。</p> <p>良好な景観は，地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ，地域住民の意向を踏まえ，それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう，その多様な形成が図られなくてはならない。</p> <p>良好な景観は，地域の自然，歴史，文化等と人々の生活，経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ，適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて，その整備及び保全が図られなければならない。</p> <p>良好な景観は，観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ，地域の活性化に資するよう，地方公共団体，事業者及び住民により，その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。</p> <p>良好な景観の形成は，現にある良好な景観を保全することのみならず，新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として，行われなければならない。</p>	

景観法の対象地域のイメージ



(2) 下館・結城都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

決定告示日	平成28年5月16日
都市計画区域の名称及び範囲	
名称を，下館・結城都市計画区域とし，範囲を，筑西市，結城市及び桜川市の全域としています。	
都市づくりの基本理念	
<p>都市づくりの基本理念を以下のように定めています。</p> <p>茨城県が目指す「集約と連携」の視点に基づいた将来都市構造を実現するためには，都市の集約化と活性化，地域の個性ある発展と相互連携の強化，連携と交流を支えるネットワークの構築，自然環境の保全と共生などによる都市づくりが求められています。</p> <p>そこで，本区域においては，北関東自動車道の整備の進展など広域的なネットワーク構築による効果を活かしながら，それぞれの特性に沿った高次都市機能の集積を進める県都周辺圏や，研究機関・先端産業や商業・業務の集積化を進める研究学園都市圏をはじめとする，近隣の諸都市との交流促進及び連携強化により，都市機能を相互に補完し，地域の特性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要があります。</p> <p>これらを踏まえて，本区域では，次のとおり都市づくりを進めます。</p> <p>筑波研究学園都市や小山市などの県内外の都市との連携を強化しながら，地方拠点都市として一体的に，商業・業務，研究開発，文化など都市機能の集積を高めるとともに，豊かな自然や歴史的・文化的資源を活かした居住環境の整備を図り，北関東地域の新たな拠点となる都市圏の形成を目指します。</p>	
地域ごとの市街地像	
<p>結城市街地地域の市街地像を以下のように示しています。</p> <p>【 結城市街地地域 】</p> <p>結城駅北部の市街地では，歴史的な街並みを残しつつ，家族構成の変化や高齢社会に対応した安全で安心して住み続けられる住環境の形成を進めます。</p> <p>また，市街地の北西部地区においては，組合により行われている土地区画整理を支援するとともに，市街地の南部では市施行の土地区画整理事業を推進し，多様な世代が定着できる良好な宅地の供給を促進します。</p> <p>結城駅を中心とする商業地については，歴史的資源等を活かしたまちなか観光・商業の活性化，都市的利便性の向上，さらに市民活動の拠点として活用を図り，人々が集い，にぎわう空間づくりを進めます。</p>	

(3) 第5次結城市総合計画後期基本計画

策定年月	平成28年3月
計画の目的	
<p>市民・行政協働のもと、総合的でバランスのとれた市政を運営するため、平成28年度から32年度の5年間を計画期間とする「第5次結城市総合計画後期基本計画」を策定し、まちを特色づける重点プロジェクトや、行政評価を活用した進行管理を行い、結城市のさらなる発展と誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。</p> <p>計画期間は、平成28年度(2016年)から32年度(2020年)の5年間としています。</p>	
基本理念	
<p>誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり 地域資源を活用した活力あるまちづくり 市民の力で築く個性豊かなまちづくり</p>	
将来都市像	
みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城	
後期基本計画	
<p>【重点プロジェクト】</p> <p>2 結城の魅力発信！ ブランド力向上プロジェクト[魅力が広く知られるまちへ]</p> <p>2-3 観光資源の活用・展開とPR[個性をいかした観光づくり]</p> <p>・見世蔵や神社、寺院、史跡などの誇れる歴史・伝統や文化等を保存しつつ、観光資源として活用・展開を図ることで、本市に訪れる人を増やし、観光による地域の活性化を進めます。</p> <p>重点事業</p> <p>地域特性に合わせた景観の形成[蔵のまちなみ形成事業]</p> <p>【体系別計画】</p> <p>2 安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)</p> <p>2-1 計画的で魅力あるまちづくり(都市計画)</p> <p>良好な景観形成</p> <p>施策が目指す姿</p> <p>・地域資源を活用した結城らしいまちづくりや、落ち着いた景観・街並みづくりに向け、市民・事業者・行政が、ともに協調・協働しながら取り組みます。</p> <p>個別施策</p> <p>1 地域特性に合わせた景観の形成</p> <p>・景観形成ガイドラインの活用、景観計画の策定</p> <p>主要事業</p> <p>景観形成ガイドラインの策定</p> <p>・地域特性に合わせた自然体の景観形成ガイドラインの策定</p> <p>景観計画策定事業【重点事業】</p> <p>・行為規制及び支援措置創設に向けた景観計画の策定</p> <p>蔵の街並み形成事業【重点事業】</p> <p>・見世蔵の活用、伝統的建造物群保存地区指定の検討等</p>	

(4) 結城市都市計画マスタープラン

策定年月	平成15年3月(現在,改定作業中)
計画の目的	「結城市都市計画マスタープラン」(以下,「本計画」という。)は,都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり,結城市における“都市計画”を総合的かつ計画的に実施するため,その目標・施策(全体構想及び地域別構想)とその実現化方策(実現のための方途)を内容として策定したものです。計画の目標年次は,初年度を平成15年度とし,目標年次を平成32年としています。尚,現在改定作業が行われています。
都市づくりの基本理念	都市づくりの基本理念については,第4次結城市総合計画で構想の基本姿勢として掲げる“「らしさ」づくり”“「豊かさ」づくり”“「自主・自助」の都市づくり”を本計画でも継承するものとしています。
将来都市像	都市づくりの基本理念に基づき,第4次結城市総合計画で掲げる 「みどりと歴史のいきいき文化創造都市・結城」 としています。
全体構想	<p>7 歴史と文化・景観まちづくりの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活をより快適で豊かなものにしていくためには,水と緑のまちづくり,さらには環境共生のまちづくりに加えて,結城独自の歴史的・文化的環境を守り活かすとともに,それらと調和した特色ある景観づくりを進めるなど,結城らしさあふれる個性的で魅力ある都市環境(アメニティ環境)の創造が求められている。 <p>1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 結城らしさあふれる環境資源(自然・歴史・文化等)と調和した景観まちづくりの推進 拠点・軸・地区の特性に応じた魅力ある景観構造の形成 <p>2) 歴史と文化・景観まちづくりの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の質を高める歴史的・文化的資源の保全・整備と交流ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物等の保全・再生 ・歴史・文化的環境とふれあえる交流の場の整備とネットワーク化 特色ある景観都市構造の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある郷土景観の保全と調和 ・都市景観を特色づける拠点と軸の形成 ・地区特性に応じた特色ある都市景観の形成

(5) 景観形成ガイドライン (北部市街地)

策定年月	平成 2 3 年 8 月
計画の目的	
<p>結城市の中心市街地においては、結城駅を中心とした商業地、見世蔵など歴史・文化資源のある既成市街地、土地区画整理事業等による新しい住宅地が形成されており、今後、中心市街地のにぎわいと落ち着きのある景観・街並みづくりに向けては、市民・事業者・行政がともに協調・協働しながら取り組む必要があるとしています。</p> <p>このため、本市においては、平成 1 9 年度に実施した「景観形成ガイドライン策定基礎調査」の結果を踏まえながら、中心市街地におけるそれぞれの地域特性や実情に応じた、効果的な景観形成の誘導を図るため、その指針となる「景観形成ガイドライン」が策定されました。</p>	
基本目標	
<p>第 5 次結城市総合計画において、将来像を『みんなで作る活気と風情のある快適なまち・結城』と設定しており、その実現に向けた分野別の方針では、自然や農地などを活用して良好な景観を維持・保全し、地域特性を引き出すと位置づけられています。</p> <p>また、結城市都市計画マスタープランの「歴史と文化・景観まちづくりの方針」においては、“結城らしさあふれる環境資源(自然・歴史・文化等)と調和した景観まちづくりの推進”、“拠点・軸・地区の特性に応じた魅力ある景観構造の形成”を基本的な考え方としています。</p> <p>これらを踏まえ、景観形成に向けては、地域の特性や景観資源を活かした結城らしさの強化、都市空間の魅力と質の向上による豊かで活力のある住みよいまちづくり、まとまりのある美しい都市景観の創造を目指して、6つの基本目標を以下に掲げています。</p>	
<p>自然と調和した水と緑あふれる景観づくり 【自然景観】</p> <p>歴史・文化を伝える風格ある景観づくり 【歴史・文化景観】</p> <p>まちなかの魅力とにぎわいある景観づくり 【中心商業地景観】</p> <p>ゆとりある心地よい景観づくり 【市街地景観】</p> <p>メリハリのある景観づくり 【シンボル景観】</p> <p>みんなで守り・つくり・育てる景観づくり 【市民協働】</p>	<p>参考：対象区域</p>  <p>The map shows the target area in the northern city center, with various land use zones and a scale of 1:12,500. The legend includes: 第一種低層住居専用地域 (Type 1 Low-rise Residential), 第二種低層住居専用地域 (Type 2 Low-rise Residential), 第一種中高層住居専用地域 (Type 1 Medium/High-rise Residential), 第一種住居専用地域 (Type 1 Residential), 第二種住居専用地域 (Type 2 Residential), 近隣商業地域 (Neighboring Commercial), 商業地域 (Commercial), 準工業地域 (Quasi-Industrial), and 対象区域 (Target Area). A scale bar shows 0, 100, 200, 300, 400m and a north arrow is present.</p>

(6) 結城市総合景観形成ガイドライン

策定年月	平成26年8月													
計画の目的	<p>本市には、多様な景観が共存して見られるほか、歴史資源を活用した観光施策の展開や中心市街地活性化施策等との連携、市街地北部に関する「景観形成ガイドライン」策定など、良好な景観形成に向けた取り組みも積極的に行っています。</p> <p>しかし、現段階では市全域を対象とした景観に関する指針はなく、例えば、工業団地地区や集落部等市街化調整区域においては、景観に係る誘導・保全方策等が明示されていないことから、今後、総合的な景観行政を展開・推進していくため、既定の指針に加え、市全域を対象とした総合景観形成ガイドラインを定めることが必要と考えられ、本市における将来の景観づくりを見据えながら、地域資源を活用した結城らしいまちづくりを推進するために、市全域を対象とした「総合景観形成ガイドライン」が策定されました。</p>													
基本目標	<p>上位関連計画等を踏まえ、景観形成に向けては、地域の特性や景観資源を活かした結城らしさの強化、都市空間の魅力と質の向上による豊かで活力のある住みよいまちづくり、まとまりのある美しい都市景観の創造を目指して、8つの基本目標を以下に掲げています。</p> <p>目標1 自然や筑波山と調和した水と緑あふれる景観づくり【自然景観】</p> <p>目標2 地形や農地・山林を生かしたのびやかな景観づくり【田園景観】</p> <p>目標3 歴史・文化を伝える風格ある景観づくり【歴史・文化景観】</p> <p>目標4 まちなかの魅力とにぎわいある景観づくり【中心商業地景観】</p> <p>目標5 ゆとりある心地よい景観づくり【市街地景観】</p> <p>目標6 人の営みを感じ・継承する景観づくり【集落景観】</p> <p>目標7 メリハリのある景観づくり【シンボル景観】</p> <p>目標8 みんなで守り・つくり・育てる景観づくり【市民協働】</p>													
景観形成ガイドラインの対象	<p>景観区分ごとの景観形成ガイドラインの適用対象となる景観構成要素を次のように抽出し、景観形成ガイドラインを右のように体系化しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">細目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 建築物</td> <td>① 位置 ② 高さ ③ 形態意匠 ④ 色彩</td> </tr> <tr> <td>2. 工作物</td> <td>① 高さ・形態等</td> </tr> <tr> <td>3. 屋外広告物</td> <td>① 設置位置・数 ② 形態等 ③ 色彩</td> </tr> <tr> <td>4. 緑化</td> <td>① 緑の保全・創出</td> </tr> <tr> <td>5. その他</td> <td>① 建築設備等 ② 照明等 ③ 駐車場 ④ サイン等 ⑤ 道路及び道路付帯施設</td> </tr> </tbody> </table>		項目	細目	1. 建築物	① 位置 ② 高さ ③ 形態意匠 ④ 色彩	2. 工作物	① 高さ・形態等	3. 屋外広告物	① 設置位置・数 ② 形態等 ③ 色彩	4. 緑化	① 緑の保全・創出	5. その他	① 建築設備等 ② 照明等 ③ 駐車場 ④ サイン等 ⑤ 道路及び道路付帯施設
項目	細目													
1. 建築物	① 位置 ② 高さ ③ 形態意匠 ④ 色彩													
2. 工作物	① 高さ・形態等													
3. 屋外広告物	① 設置位置・数 ② 形態等 ③ 色彩													
4. 緑化	① 緑の保全・創出													
5. その他	① 建築設備等 ② 照明等 ③ 駐車場 ④ サイン等 ⑤ 道路及び道路付帯施設													

(8) 関係法規制

都市計画地域

都市計画区域6,576haのうち、市街化区域が826haとなっており、市街化区域は市の北部及び中央部で位置づけられています。

北部の市街化区域の多くは第一種低層住居専用地域(容積率80% / 建ぺい率40%) (容積率100% / 建ぺい率50%) (容積率150% / 建ぺい率60%) と、第一種住居地域(容積率200% / 建ぺい率60%) に指定されています。

J R 結城駅周辺は商業地域(容積率400% / 建ぺい率80%) と一部準工業地域(容積率200% / 60%) に指定されています。

都市計画道路小田林・蓮沼線沿道は、準住居地域(容積率200% / 建ぺい率60%) に指定されています。[平成23年 都市計画基礎調査](都市計画区域面積のみ平成27年4月1日より変更)

農業振興地域

農業振興地域は市街化調整区域全域となっており、そのうち田畑など3,170.76haが農業振興地域内の農用地区域に指定されており、J R 水戸線沿線や幹線道路(*)沿道を除く箇所に広く分布しています。[平成27年3月 結城市農業振興地域整備計画書]

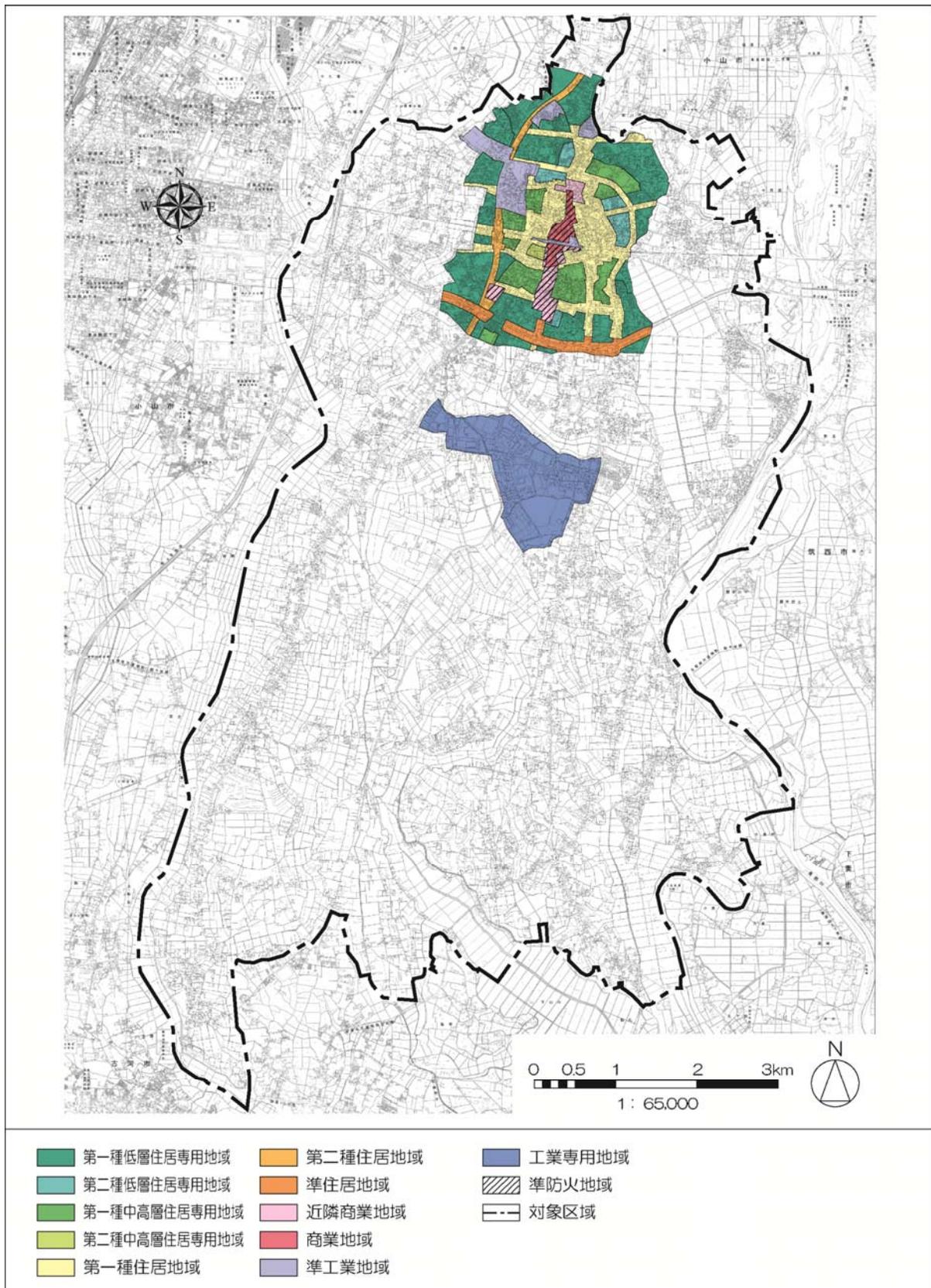
(*)幹線道路：都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する一般国道、主要地方道、一般県道を言います。

森林地域

結城市は、茨城県の地域森林計画における霞ヶ浦森林計画区にあたり、民有林235.82ha(森林比率3.6%)が地域森林計画の対象となっています。多くは市街化調整区域に存在し、広く分布しています。また、結城第一工業団地より南西部には比較的大きな規模の民有林が存在しています。

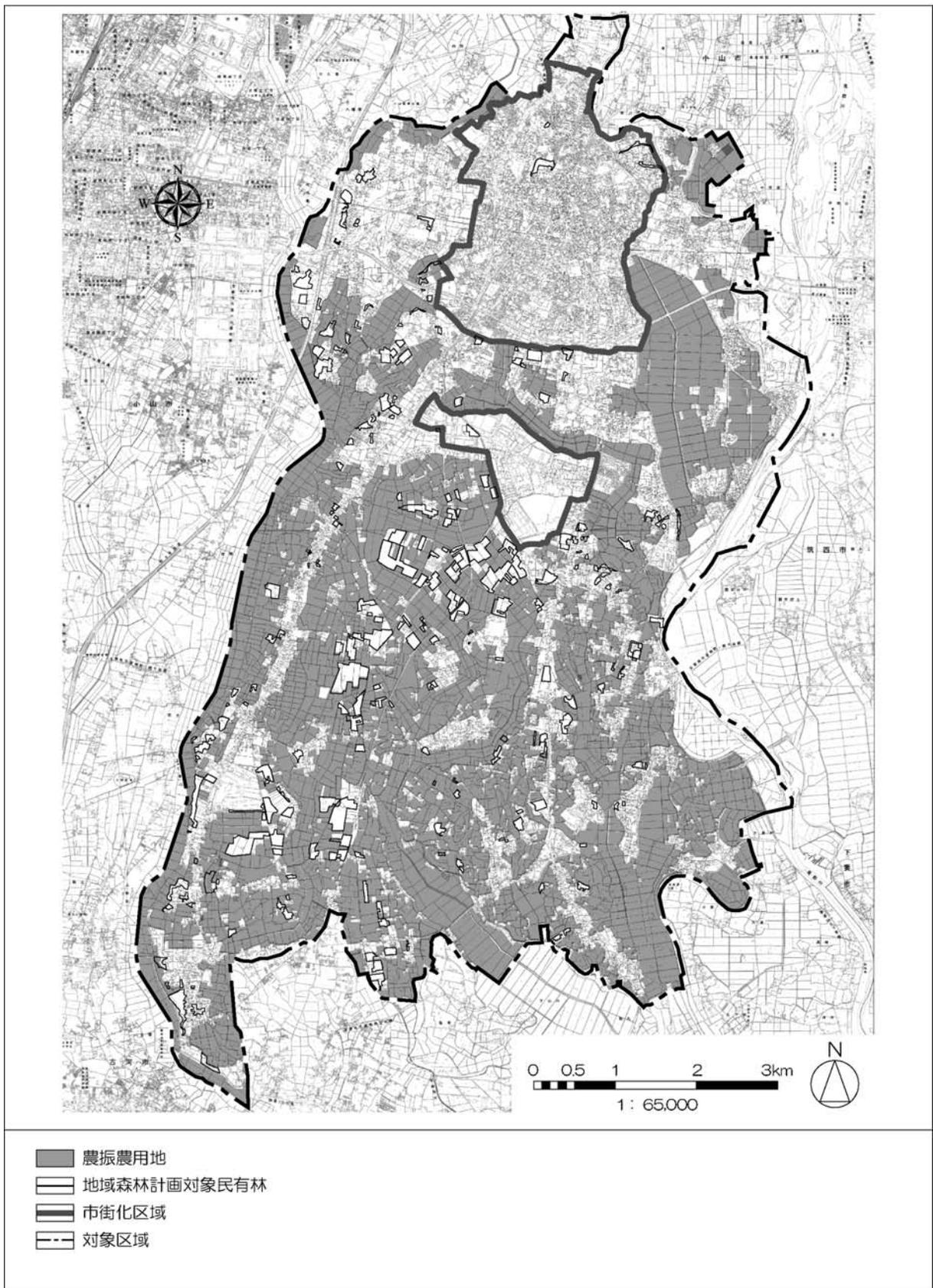
なお、県の地域森林計画では、県南西部の平地林については、大気の浄化、騒音の防止等生活環境保全機能の高度発揮及び保健、文化、教育的活動の場としての利用が要請されており、多様な樹種、林相からなる森林を育成するとともに、森林保健施設の整備を推進することが目標として掲げられています。[平成23年 霞ヶ浦地域森林計画書]

用途地域図



出典：結城市都市計画用途地域図（平成 23 年 12 月作成）

農業振興地域・森林地域図



出典：都市計画基礎調査（平成 23 年）

結城市景観計画

平成29年3月

発行／結城市 都市建設部 都市計画課

住所／〒307-8501 茨城県結城市大字結城 1447 番

電話／0296-32-1111（代）